

平成29年第3回柳津町議会定例会会議録

平成29年9月7日第3回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 岩 渕 清 幸	6番 小 林 功	9番 田 崎 為 浩
2番 磯 目 泰 彦	7番 菊 地 正	10番 鈴 木 吉 信
3番 伊 藤 純	8番 齋 藤 正 志	11番 伊 藤 昭 一
5番 田 崎 信 二		

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

陳情について 陳情第6号・陳情第8号

一般質問（通告順）

議案第65号 平成28年度柳津町歳入歳出決算認定について

報告第3号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

報告第2号 産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

報告第1号 決算特別委員会付託案件審査結果報告

議案第66号 平成29年度柳津町一般会計補正予算

議案第67号 平成29年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第68号 平成29年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第69号 平成29年度柳津町介護保険特別会計補正予算

議案第70号 平成29年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第71号 平成29年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算

議案第72号 平成29年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

- 議案第 7 3 号 平成 2 9 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 7 4 号 平成 2 9 年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算
- 議案第 7 5 号 平成 2 9 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第 7 6 号 教育委員会委員の任命同意について
- 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 報告第 7 号 一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について
- 報告第 8 号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について
- 議員派遣について
- 議案第 7 7 号 工事請負契約の締結について
- 議員提出議案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 議員提出議案第 4 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

平成29年第3回柳津町議会定例会会議録

第1日 平成29年9月7日（木曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 岩 渕 清 幸	6番 小 林 功	9番 田 崎 為 浩
2番 磯 目 泰 彦	7番 菊 地 正	10番 鈴 木 吉 信
3番 伊 藤 純	8番 齋 藤 正 志	11番 伊 藤 昭 一
5番 田 崎 信 二		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 井 関 庄 一	建設課長 横 田 勝 則
副 町 長 矢 部 良 一	保育所長 佐 藤 清 子
総 務 課 長 角 田 弘	教 育 長 目 黒 健 一 郎
出 納 室 長 新 井 田 理 恵	教 育 課 長 横 井 伸 也
町 民 課 長 金 子 佳 弘	公 民 館 長 舩 木 慎 弥
地 域 振 興 課 長 菊 地 淳 一	代 表 監 査 委 員 伊 藤 光 正

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 天 野 高 副 主 査 早 川 直 美

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 町長の説明について
日程第5 陳情について 陳情第6号・陳情第8号
日程第6 一般質問（通告順）

日程第7 議案第65号 平成28年度柳津町歳入歳出決算認定について

◎開会及び開議の宣告

○議長

ただいまから、平成29年第3回柳津町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

1番、岩淵清幸君、2番、磯目泰彦君、3番、伊藤 純君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から9月14日までの8日間と協議を願ったところではありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本定例会の会期を本日から8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

日程第3、諸般の報告について。

これより平成29年6月14日開会の第2回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

まず、議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告にかえます。

また、一般質問の中で検討します等の答弁についての報告については、議会全員協議会において報告書に基づき協議を行います。

次に、柳津町監査委員より、平成29年5月から7月までに關する例月出納検査結果の報告

がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしましたので報告にかえます。

次に、会津若松地方森林組合からの森林吸収源対策に必要な安定財源確保に向けた森林環境税の早期実現について及び柳津町商工会からの要望書については、お手元にお配りしたとおりでありますので報告にかえます。

次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

6番、小林 功君。

○6番（登壇）

おはようございます。会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

去る8月24日から29日までの6日間を会期とし、組合庁舎4階講堂において議会定例会が開催されました。

管理者提出案件は9件です。うち予算案件2件、会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算及び同水道用水供給事業会計補正予算についてであります。契約案件は2件、会津若松消防署に配備する水槽付消防ポンプ自動車1台と金山出張所及び昭和出張所に配備する普通救急車2台の取得についての案件です。続いて、単行案件1件、平成28年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業の剰余金の処分について、さらに報告案件1件として同事業会計決算に基づく資金不足比率についての案件が提出されました。管理者提出案件の最後に承認案件3件がありました。同組合の一般会計歳入歳出決算の認定、あいづふるさと基金事業特別会計歳入歳出決算の認定及び水道用水供給事業会計決算の認定について提出されました。次に、議会側提出案件3件であります。うち選任案件2件で、組合議員の構成がえにより各常任委員会の委員及び議会運営委員会の委員を選任するものであります。さらに、報告案件1件は監査委員による監査結果の報告がありました。これら提出案件については、全議案とも特に異論なく原案のとおり可決、承認されましたことをご報告いたします。

なお、詳細につきましては、事務局に資料がございますのでごらんください。

以上です。

○議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第3回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、7月は3回にわたり柳津町に大雨警報が発令され、幸いにも甚大な被害等はありませんでしたが、九州北部などでは河川の氾濫、土砂崩れ、人的被害もあり大災害となったところでもあります。また、東北地方では、曇りや雨の日が多く、平年より遅く8月に入っすぐ梅雨明けとなりましたが、その後も曇りや雨の日、また降水量も平年より多く、日照時間は短く、低温注意報が連日出されるなどしているわけでもあります。一方で、沖縄では7月から少雨と高温が続き、干ばつ状態が続くなどしております。このように、近年では全国各地、世界各地におきまして異常気象となっております。さらには、隣国のミサイル発射などによって大変に不安が高まっております。このように予測しがたい地球環境ではありますが、町民の安心・安全のために今後も各分野において最大の努力をしてみたいと考えております。

また、8月に内閣府より月例経済報告がされ、景気は緩やかな回復基調が続いているとされております。福島県におきましても、県企画調整部より本県の経済概況でも県内の景気は一部に弱い動きが見られるものの着実に持ち直していると報告されております。

このような中で、本年度も間もなく半年を過ぎようとしております。町の重点事業に掲げました各種施策につきましても順次進捗をしているところであります。町の将来像でもあります「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」を実現するために、今後とも適正かつ効率的・効果的に行政運営に取り組み、各種施策遂行のため全力を傾注してまいりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、本議会に提案いたします案件は、平成28年度決算認定に関する案件、1件、平成29年度補正予算に関する案件、10件、教育委員会委員の任命同意に関する案件、1件、専決処分に関する案件、1件、一般財団法人やないづ振興公社経営状況の報告に関する案件、1件、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告に関する案件、1件、以上の15件であります。

慎重審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

◎陳情について

○議長

日程第5、陳情について。

陳情第6号「全国森林環境税の創設に関する意見書の採択に関する陳情」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情書は、内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、所管の産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本陳情は、産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

次に、陳情第8号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情書は、内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、所管の総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本陳情は、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

◎一般質問

○議長

日程第6、これより一般質問を行います。

通告順により、田崎為浩君の登壇を許します。

9番、田崎為浩君。

○9番（登壇）

それでは、私から2点おただしをさせていただきます。

1、スポーツによる地域振興策について。

日本経済の持続的な成長に向けた推進力の1つとしてスポーツ産業に関心が高まっています。政府は、昨年まとめた日本再興戦略2016でスポーツ関連産業の大幅な拡大を目指す方針を示しました。これは、日本社会が成熟し「モノ」の消費から目に見えない体験など「コト」や「サービス」の消費が重視される時代になったことのあらわれであり、スポーツには本来喜びや楽しみをもたらす大きな魅力があるからです。

そこで、改めて柳津町のスポーツ環境を整備し地域の振興や人材育成につなげるべきと考えますが、見解を伺います。

2、環境保全型農業直接支払交付金について。

この交付金の趣旨は、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。特に、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産団体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図っていく必要があるというものです。

県においても積極的に推進しており、柳津町でも取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、9番、田崎為浩議員にお答えをさせていただきます。

国の日本再興戦略2016の中で、スポーツ市場規模の拡大と成人の週1回以上スポーツ実施率の向上を目指すこととしており、2020年東京オリンピックの開催に向け国民のスポーツへの関心はますます高まるものと思われております。

国の示す第2期スポーツ基本計画の基本方針にあるように、スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図りスポーツの力で輝くことによって、前向きで活力ある社会ときずなの強い世界をつくることとしているわけであります。

当町においても、若い人から高齢者までその人に合ったスポーツ活動の推進や、スポーツ少年団指導者の充実を図り学校体育を初め子供たちのスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上を図るとともに、少子高齢化が進み若者人口が減少するという状況を踏まえ、町民が健康で長生きできる環境づくりという面でスポーツがどのような役割を果たせるのか、関係者、そしてまた各課と調整を図る必要があると考えております。

議員もご存じのように、柳津町はこれだけのスポーツ施設が整っております。私は、新しく物をつくるのではなくて、これをどう整備するかということがこれからの柳津町に課せられた課題であると、そのように思っております。そのためにも現在のスポーツ施設を長期的に維持するために計画的な修繕を行いながら、町民のスポーツの場の確保に努め、さらにはスポーツ合宿への継続的な働きかけを行うとともに、町の施設を活用したスポーツイベント開催の可能性を探り、その参加者が町の観光をするという流れをつくっていければと、そのような考えを持っております。

2番目であります。

環境保全型農業直接支払交付金につきましては、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があるため、中山間地域等直接支払及び多面的機能支払と同じ日本型直接支払制度として国がこの事業を支援しております。

本交付金でありますけれども、平成23年度から農業者等が実施する化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みとあわせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援されるものであります。

前年度の会津管内の取り組み状況であります。8市町村で取り組み、面積は1,580ヘクタールであり、具体的には有機農業や冬期湛水管理などに組み込まれているようであります。

今日消費者が求める農産物の嗜好は、安全、安心は当然であります。美味、健康、そして環境負荷をかけないことがコンセプトになっているわけであり。こうした点を追求しながら、売れる農産物の生産に当たっていくことが必要であると思っておりますので、生産者との連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

我が町といたしましては、これまで土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減技術の導入に一体的に取り組むエコファーマーの認定を進めながら、環境保全に対する支援を図ってきたところであります。現在、本交付金の取り組みに関心のある農業者の方から相談

を受けておりますので、今後説明会を開催して本事業の要件となっております複数人以上の取り組み意向がありましたら、町としても本事業に申請をしていきたいと、そのように考えております。

私も、昨年の冬、実際にやっている町の視察をさせていただきました。ちょうど雪が降っていても湛水、田んぼに水をためる、この事業もあったんですが、これは生産組合、議員もご承知のように、名前は申し上げません。隣町でやっているその事業の集団の皆さんが、この事業をやって交付金をいただいているという現場を見させていただきましたが、冬の間、水がたっぷりとたまって雪が消えていましたので、その辺も見てくることができましたので、事業に関しては承知をしているところであります。

以上であります。

○議長

これより一問一答方式により再質問を許します。

9番、田崎為浩君。

○9番

それでは、改めて再質問をさせていただきますけれども、最初のスポーツによる地域振興策について、大変前向きな答弁をいただきありがとうございます。今の答弁をいただいたとおり、特に関係各課と調整を図る、これが必要だと、そのとおりだと思いますので、課の垣根を越えてこの答弁が有効に機能するように、ぜひとも課長の皆様、ご協力をお願い申し上げたいのと、最後の「スポーツイベント開催の可能性を探り、その参加者が町の観光をするという流れをつくっていく」、これも大変重要なことだと思いますので、柳津町の地域活性化には、町がスポーツ振興のまちとして手を挙げているわけですから、スポーツに関連した観光に寄与するというのも大変重要なことでもありますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それでは、まずは環境整備と言いますが2つに分けられると思います。それは大きく言ってハード面とソフト面だと思いますが、まずハード面ではありますが、今町長が答弁されたとおり、これから新たな施設をつくるというのは私も賛成できません。後年度負担やそういう面を考えれば、今あるものをいかに充実させて生かしていくかというのが重要だと思います。

そこで、私も個人で考えていること、あるいは各種団体からいろいろと調査をしてまいりました。その件について何点か、費用がかかるものは町長に答弁いただいて、細かいものは

公民館長に考え方を伺いたいと思いますが、まずはB&Gのグラウンドであります。昨今大変他町村から来ての大会が多くなっております。それはなぜかといいますと、実は今まで行われていた会津坂下町の鶴沼球場でありますけれども、議会によって1時間7,000円という大変高い使用料となってしまいまして、なかなかその使用料を払ってまで使うことができないという団体が各種ありまして、柳津町の場合1面で1時間610円と大変格安で、今柳津のグラウンドを使いたいといういろんな団体、大会が来ております。ただ、その参加している人たちが必ず言っていくことが、特に審判のいる場所なんです、十数チーム集まると審判が大体20名くらいは必要なんです、今の審判席に入れる人数というのは限られておりますし、ほかの応援の方あるいは試合を待っている選手の方たちがどうしても、せめてバックネットの裏に屋根が欲しいと。そういうことは恐らく町長も、町の大会でいろいろ開会式等出席しておりますから言われていると思いますけれども、ぜひあそこに、5段のコンクリートの階段状のものがあってもせめてあそこに、そんな大規模なものでもありませんし、冬期の雪の問題もありますからどんな形がいいのかは専門家に調査していただきたいと思いますが、あそこに屋根をかけることだけでも随分と大会に来ている関係者たちが特に夏なんかは助かると思いますけれども、その辺は町長、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長

町長。

○町長

お答えをさせていただきます。

議員もおただしのように、私も、競技があるたびに関係者からの要望は聞いております。そして、私も同じように固定するつもりはありません。やはり冬の場のことがありますので簡易式にやって冬場はシートをとって、皆さんが安心して、雨の日は当然やれないということで、日差しをよけるような体制づくり。B&Gのプールなんかもそういった中でシートをかけているわけではありますが、そんな感じで何とかスポーツをやる皆さんに、観戦を行っているのと別に、スポーツを楽しむ人、見る楽しみの人と一緒に、会場を一体化するような体制はしたいということで考えてはおりますので、その辺は専門家にある程度調査をしていただいて、何とか皆さんの要望に応えながらあのグラウンドを利活用できればと、そのように思っております。

最近、周りの球場が専門的な球場になって使用料が高いというのは聞いております。柳津

町は多面的に使えるということで、あきのないような使い方をしておりますので、グラウンド、そしてまた観覧席、その辺も含めて皆さんが楽しめるような、そして喜べるような体制にしていきたいと、そのように考えております。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

ぜひとも早急にできれば、次年度に予算化できるようなことになれば大変ありがたいですし、町長も開会式で必ず、終わったら虚空蔵様にお参りしてあわまんじゅうを買って行ってくださいという挨拶をされておりますけれども、それにもつながりますので、ぜひとも早急な対応をお願いしたいと思います。

そのほかに、細かい話ですけれども、この間の県民スポーツの会津大会のときに、地元で開催されたわけですが、大人用のピッチャープレートがセンター側、倉庫側にはなくて、中には投げづらいというピッチャーもおられましてその辺をぜひとも検討していただきたいことが1つ、あとは、ジュニア用と青年用のフィールドの長さが違いますので、それをいちいちライン引きするのが大変担当者は苦勞しております。きちんと測量してピンなりマーキングをすることによって、どんな大会が来ても、特にソフトボールのことを申し上げているわけですけれども、簡単にライン引きができるようにすれば、関係者のそれだけの労力も軽減されると思いますので、その辺もぜひとも検討していただきたいと思います。

あとB&Gの体育館、随分広くなって整備されて大変子供たちも指導者も喜んでいるんですが、実は天井のボルトでジョイントというんでしょうか、そこの脇のつないでいるところがあるんですが、その脇が全部さびてさびの粉がコートに落ちてくるんですね。子供たちは練習する前に一度掃くんですけれども、特にバレーボールは天井、上を見ながらするスポーツなので、いつ目に入ってくるかわからないと。そういう恐怖感もあるということなので、どのぐらい腐食しているのかは専門家が調べないとわかりませんが、その辺を少し確認をして対応していただきたいと思います。

あわせて、入ってすぐ右側のところが、雨が降ると雨漏りがするそうです。大変滑ったりなんかして怖い思いをする選手たちがいるので、けがにもつながりますし、屋根の補修ですとどれだけ経費がかかるかわかりませんが、その辺もB&Gの関係のいろいろな補助が使えるのであればその辺も対応をお願いしたいと思います。

テニスコートであります。選手たちに言わせますと、砂つきのコートなものですから砂が

あるのはいいんですが、ちょっと砂の量が多過ぎてプレーしにくいということもありまして、あわせて、この間会津大会がありましたけれども、私も応援に行きましたが、ラインが曲がっているんですね。恐らく際どい判定のときにラインが曲がっているということは、普通スポーツのルールの中ではもちろん公認大会でありますからあり得ない話でありますので、どうしてあんなふうに、最初から曲がっているわけではないんですが、どんな理由でラインが曲がってしまったのかわかりませんが、ぜひともその対応をとっていただきたいと思います。公民館長、いかがでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

公民館長。

○公民館長

まず、ソフトボールの大人用のピッチャープレートですが、こちらにつきましては、ソフトボール協会と相談の上、グラウンドに大人用のピッチャープレートをつける場所、つけて効果的に活用できるのか、簡単なライン引きのマーカーにつきましてもどのような方法がいいのか、団体と相談しましてどのようなマーカーをつければいいのか相談してまいりたいと思います。

体育館のジョイント部のさび落ちにつきましては、若干さびが落ちるという話はお伺いしております。平成27年体育館大規模改修を行いまして、大体大きな改修は終わってはいるんですが、昭和54年に建てた建物でもありますので、細部の補修につきましてはその都度対応しているところでございます。ジョイント部分のさびにつきましては、専門業者等に相談しながら今後対応を進めてまいりたいと考えております。

あと雨漏りの件なんです、非常に大きな建物なので、今回屋根のほうも改修はしているんですが、特にここの箇所から雨が漏っているというふうな状況でもありませんし、風が強いときに雨が漏ってくるとか、そういった状況でもありまして、雨漏りに関しましては、今後どのような状況の中で雨漏りがしていくのか精査しながら調査してまいりたいと考えております。

テニスコートにつきましては、昭和56年度につくられたハードコート4面、59年度に新たにつくられたハードコート4面で8面、町のほうで所有しております。そのコートにつきまして平成20年度に1番から4番コートまで砂入り人工芝という、人工芝の上に砂をまいて足に優しい、滑りながらボールを打てるというふうな、大体公共施設は今このようなコートを

使用しているわけではございますが、使っているうちに砂がどんどん減ってまいります。それで砂を補充していくわけですが、風の関係等で1カ所に砂が集まるような状況が起きているようです。それなので、なるべく砂を均一に整えるということでブラシがけ等を行っておりますが、現在のところ、議員おただしのおりラインが見えないほど砂が浮いているような状態が見受けられますので、今後対応してまいりたいと考えております。

あと5番コートから8番コートまでの4面なんですけど、こちらにつきましては平成21年度に、ハードコートの表面を若干削ってその上に人工芝を引いて、下にボンドを引いて固定して、その上に砂を上げて固定しているというつくりになっているんですけど、ここ最近、大分時間もたちますので、上の芝がずれているというふうな状況が起きているようです。直すのには全部引き直さなければいけないということにもなりますので、つくってもう8年になりますので、今後コートの状況を調べながら、そういった曲がっているラインの改修が可能なかどうか調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

今の答弁、ぜひとも早急に取り組んでいただきたいと思います。

ハード面について最後になりますが、これは町民課長、すみません、質問には入っていませんけれども関連ということで、答えられる範囲で構いませんけれども、ゲートボール場ですが、以前、前町民課長にもたださせていただきましたけれども、何とかあそこをほかの、例えばソフトスポーツ少年団が冬期間使えるような、そういうことの検討をお願いしたいということをした記憶があるんですけど、どんな引き継ぎをされているかどうかわかりませんが、改めてお願いとなりますけれども、子供たちの冬期の練習にあの場所を、もちろんスパイクは使わないで普通のズックで構いませんけれども、何年か前に阪神タイガースが来て子供たちにいろいろ指導をしていった、あんな形でキャッチボールや軽くノックができるようなことができるだけでも、随分と戦力アップにもなりますし子供たちのモチベーションにもつながりますし、その辺ぜひとも検討いただきたいと思いますけれども、前任者からの申し送りがあったかどうかも含めてお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

前任者からの引き継ぎ等につきましては、やはり冬期間使うことはやぶさかではないんですが、やはりボールを使った場合にガラスを割ったり、あと冬期間暖房装置もない絡みもありますので、今、社会福祉協議会のほうに委託している関係、あとゲートボール協会とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

その件なんですが、例えば西会津にも同じような施設がありますけれども、もちろん窓際にネットを張ることによってガラスの損傷を防ぐような手だてもしておりますし、いろんな設備投資の考え方がありますが、そのぐらいであれば何とか工面しながらもやれるのではないのかというふうな気がしておりますので、指定管理の兼ね合いもありますけれども、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。答弁は結構です。

次に、ソフト面についてお伺いをさせていただきますけれども、まずは、今回の市町村対抗の早起き野球大会で柳津町はすばらしい活躍をしてくれました。2日連続で新聞には逆転勝ち、あるいはサヨナラ勝ちと柳津町の名前が随分出て、柳津町民にも随分と夢を与えたかというふうに思います。今回また市町村対抗野球がありますけれども、今まで柳津町の市町村対抗野球は補助金として毎年40万円を入れております。手元に決算書がありますけれども、残念ながら去年もおととしも1回戦で敗退してしましまして、おととしは2戦までいったものですから何とかその補助金の中で活動ができましたけれども、今回のような、今随分と戦力が充実しておりますので、ことしあたりも1回戦の浅川町を突破すれば、3回戦、4回戦と進むような可能性がありますし、ぜひとも進んでいただきたいと思うんですが、そうなるとその補助金では選手たちが十分に活動ができないというおそれが発生しました。せんだって行われた実行委員会の中でも、私はそのことを実行委員長にただしましたけれども、予算措置は残念ながらできないということでしたが、それでは余りにも町の代表として柳津町の選手たちが頑張るに、これは大変かわいそうなことでありますし、そういったときにある委員から、そういう際には町のスポーツ基金を使えないのかという提案がありました。スポーツ基金の条例が今手元にありますけれども、文化・スポーツ活動に対する助成という面が交

付する条件にありますから、最初から優勝するまでの予算措置というのもなかなか現実的に考えにくいので、そういう際にはイレギュラーとしてこのスポーツ基金から持ち出して、切り崩してやるようなことにすれば、今までの現状どおりの40万円の中で、とりあえず40万円の予算措置をしておいてそういう際には速やかにこちらから出すというふうにすれば、選手も安心してできると思いますけれども、いかがでしょうか。これは町長、お願いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

私はざっと説明をして、管理は総務課長に答弁させます。

これには目的がきちっとありますので、私の考えではやはり体育協会のあり方、そういった体育全体を包み込んでの考え方を持っていたほうがいいのではないかと。一つ一つが今議員がおただしようになりますと、やはり不足だから積み重ねということは私はしたくないと思っております。総じて体育協会のいろんな、駅伝がありソフトがあり今度野球があると。この3つで、オリンピックがありますからまた1つ加算するかもしれませんが、やはりそういう種目でやる場合に、年間このくらいかかりそうだという大枠を持って、その中の役割を担いながらその予算を使っていくというやり方のほうがいいのではないかと、私はそんなふうに思っております。私は、予算を積み重ねるのではなくて、本当に必要なものは使う、これは当然だと思っております。そしてまた、運動する皆さんはスタミナも必要ですからそれだけの食事、いろんなこともあると思っておりますけれども、スポーツに関する役割の中できちっとそれが目に見える形で予算化しているというように、やはり町民もやる人もこれは当然だというような予算措置はしなくてはならないと、そのように思っておりますので、そのやり方として基金の扱い方については詳しくは総務課長から答弁させます。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

スポーツ基金に関しましては、今条例で議員がおただしのおり利用はできないかというふうになれば、利活用できないという問題ではないと思っております。あと前段といたしまして、一番柳津町として今問題とされるべきものは、今補助金というものに対しまして基本的に使

途を明確にしていないという方向が一番問題だろうと。これは監査委員からも指摘を受けました。要は運営補助金という形で出しておりますので、その使い道についてこれに使っていいですよ、これにはいいですよというような形を明確にしていないので、会の単純な運営あるいは懇親会費等に使っても、それは経費の一部であるというような判断も可能になってきているという部分がございますので、今後につきましては、町といたしましては町の補助金等の交付に関する規則というのが一番上でございますので、その中で支出に関する、どのようなものであればいいのかという部分なものを決めていければ一番いいのかという形を考えております。

それと、今おただしのように、野球については定額40万円という部分をいただいているという話でございますので、それに関しましても、基本的に今町長が申し上げましたように、本当にその早起き野球の関係で選手の皆さんに必要な経費が発生しているという部分であるならば、それは補助金等でございますから補助金の変更申請等を担当課と協議をしていくということは可能ではないかと考えておりますが、いかんせん、その中でも今申し上げましたように使い道と言われるものがどうしてもただされるところでございますので、その辺をご理解の上、今後の取り扱い等について内部でご検討していただいて所管課である公民館等とご相談いただければと思っております。

以上でございます。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

実はこの決算は単年度決算ですから、例えば昨年ですと8万9,000円が残ってしましてそれをお返ししております。前年度も9万7,339円お返ししております。その前は785円しか残りませんでしたけれどもお返ししておりますけれども。例えば駅伝ですと、優勝しようが、極端な話、成績が悪かろうが1泊2日で大会は終わりますし、事前にある程度予算化しやすい種目でありますけれども、野球の場合は、高校野球もそうですけれども、勝ち進んでいけばいくほど経費はどんどんかさんでおまして、その時に選手たちは一生懸命やっているにもかかわらずだんだんお金が減っていくというような、そんなほかのほうで心配をさせたくないの、こういうお話をさせていただいたんですが。例えば、基金をそんな形で使っていけばどんどんなくなってしまいます。これは昭和61年ですか、基金化されて3,000万円を目標にしてスタートしたわけでありましてけれども、残念ながら今2,585万円ということで3,000

万円には届いていませんけれども。ただ、残念ながら1回戦で負けたときには8万円なり9万円なり戻しているわけですから、それを基金に入れるというのは性格上またおかしな話になっていますが、例えばそれと相当額を逆に基金に入れる、入れておくと。それで何年か後に、勝ち進んで例えば優勝した、100万円かかってしまうというときに、戻した相当額の基金、ある程度それは上積みされているわけですから、それを充当させると。そういうことにすれば基金はある程度保たれると。どんどん使えばなくなってしまうわけですから、そういう考え方もあるのではないのかというふうに思いますけれども、総務課長、いかがでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

基金に関しましては、おっしゃるとおり当然使えばなくなりますので、それに対して町としてどのような考え方でその基金に積み立てをしていくのかという部分を検討していかなければいけないと思います。基本的に、今スポーツ基金につきましては、やはり今ハード的なお話も前段で議員のほうからただされましたとおり、そういう大きな修繕、改修等があるような場合については、こういう基金も活用していくというような考え方もございますので、ソフト、ハード的に両面で使えるような基金というような考え方を持っておりますので、それとあわせながら、町といたしましては、ハード面ですと議員おわかりのとおり公共施設整備基金というものを整備しております。そういうものも有効に使いながら施設整備、あるいはソフト面整備というものについてやっていければと思いますので、補助金についての残額を積み立てる、あるいは補助金に対する定額40万円掛ける何チーム分を積み立てるという部分については、果たしてどうかなというふうな気はちょっとしているところはございますので、本当に必要があると判断した場合については、基金を増額して積み立てをしていく。あるいは、逆に言えば、町民の方々に寄附を募って寄附等の中でその基金に積んでいくというような形も1つの方法ではないかと考えております。いろんな大会が開催されますのでそこで、大変かとは思いますが、募金箱等を設けていただいて、町のスポーツがこういうふうになっているので少し募金をしていただだけませんかとか、そういうようなことの活動もぜひ団体として取り組んでいただいて、そのたまったお金なんかを町のほうにいただければそれを基金に積んでいくというようなことも可能ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

今、総務課長がおっしゃいましたけれども、もちろん私の提案が全てだとは思っておりません。ただ、何度も申し上げますけれども、選手たちがとにかく家族を犠牲にして家庭を犠牲にしてまでも柳津町の名前をしょって活躍、そうやって出ていくわけですから、後顧の憂いなくしっかりと試合に集中できる環境をつくってあげたいというのが一番の思いでありますので、その辺は町長も総務課長もおわかりいただいていると思いますので、その辺を考慮しながらぜひともその予算措置というんでしょうか、していただきたいと思います。

それでは、今度はもう一つなんですが、今回9月10日に1回戦が行われて、それに勝ちますと次は9月17日、対檜枝岐戦になると思いますけれども、何年か前にもありましたけれども、チームの主力選手が柳津町役場に勤務しておりまして、ちょうど敬老会がぶつかっております。それで、残念ながら担当者ということで敬老会を優先した経緯がありますけれども、今回該当する選手は本当に主力選手でありまして、この間の早起き大会の準決勝で最初のタイムリーを打ったのもその選手であります。町が大課制にしたのは、そういう面がいろいろあっても可能な限りいろいろ調整しながらやるというのも大課制にした理由の1つだと思います。ですから、そういう際には、町の敬老会を優先すべきなのか。あるいは、町を代表して公の大会に出ることが町の名前を発信するために寄与するものなのか。どちらかといったら私はそっちで頑張っていたきたいと思いますが、今回そういうケースになっておりまして、本人も諦めているんですが、町長としてその状況をどうお考えでしょうか。

○議長

町長。

○町長

お答えをいたします。

これは、議員もおっしゃるとおり、役割はきちっとあります。そして、敬老会は日にちが決まっております。そしてまた、担当をその人に任せていた経過もあるわけでありまして。そういったときに指示者がいないというのは困りますので。町の一大イベントでもあります。敬老会というのは本当に大切なことでもありますので、そういったことを思った次第であります。これについては昨年度のようにかわりを出して選手として送った経緯もございます。

これはありますので、それらについてはきちんとした課内での調整を図ってやってきているわけでありまして、今回の主力選手にたまたまめぐり合わせている選手、そういった中で課の中で敬老会でかわりがきく場合には、それは可能であると。そのように思っておりますけれども、できれば、日にちがずれた場合にまたそういうことも起きますので、やはり主はあくまでも職員としての役割はあります。その中でかわりができるものはかわって、そういった1日の競技でありますので、その辺は臨機応変にやっていきたいと思っております。これは前にもそういった事例がございますので対応はしてまいりたいと、そのように思っています。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

それでは、あわせて町民課長にも同じ質問をさせていただきたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

敬老会事業につきましては、年間決まっている行事でございます。たまたま担当がその担当であったためということで、やはり役場全体として他課からの職員を超勤対応等も含めまして調整しているところでございます。本人もやっぱり行きたいという希望はあるかと思いますが、職員として調整して何とか1回戦勝っていただいて、課内の中ではとりあえず調整するような形で動いてはおります。

以上です。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

ぜひともその辺のチームワークを密にさせていただいて、何とか出させていただけるとような配慮をぜひともお願いしたいと思います。これについては終わります。

次に、環境保全型農業直接支払交付金についての件であります。答弁いただきましてありがとうございました。私もこの質問をするに当たって、実はお恥ずかしながら、この農業に従事している方から何で柳津はやんねんだと言われて初めて調べたわけであります。本当に自分としても恥ずかしい話ですが、よくよく調べてみれば、これは随分前からやっている事

業でありまして既に、今、全国の市町村は1,800ほどでしょうか、その中でも800市町村がもうこの事業を取り入れてこの交付金を使っているということなんですが、柳津町も次年度に向けてやるということで答弁をいただきましたけれども、一番考えるのは、何で柳津町はこんなに遅いんだろうと。今、町長もお話をされましたけれども、隣町というのはあの場所だと思いますけれども、もう随分前からやっております。最初は私も意味がわかりませんでしたけれども、後から調べてみて、ああ、この事業なんだなということで。ただでさえ農家の所得が減少していて、少しでも何かあればということで、冬期間の湛水ですと、1回水をためて2カ月間たまっていけばもうそれで、その後特に何もありませんし、今回はまた随分と細分化されまして、きちんとくろを整備してやると一反当たり8,000円ということで、これ例えば、ある地区でありますと1ヘクタールの田んぼがいっぱいありますので、1ヘクタールこれをやることによって8万円です。10ヘクタールで80万円。これは農家にとっては、作業面は確かに稲刈りが終わってくろつけをして、場合によっては有機肥料をまいて水を入れるということなんですが、きちんと計画をしてやれば随分と有利な事業だということなんですが。前向きに来年度からというのはわかりますけれども、柳津町というのは何で、他町村が一通り終わった後やっと腰を上げるという、それがもう歯がゆくてならないんですが、町長、それは何が原因だと思いますか。

○議長

町長。

○町長

これは普及所との連携ですね。そして、それなりの団体がやはり動かない、1つあります。こういったことが、私が行った事例は、既にその時代から組合を持って全ての補助事業を当てはめながら交付金をもらっていることであります。やはりそういう繰り返しが遅い、早いの問題でありますので、やはり普及所を常にたたいて事業というものを選んで、そして町にそれが合うのか合わないのか、まず職員がそういったアンテナを高くすると。その原因が1つであると、そのように思っております。そういった意味で、組織として取り組みやすい町村と、そういったものがない町村があるわけでありまして、隣の私の行ったところも、常に組合はどこよりも早くやっていますから。そのほかやっているかということ、やっていないので。やっぱりそういうつながりを、アンテナを高くしてやると。これは農林予算だけではありません。建設もそうですが、そういった中でやはり、町の担当もそうですが、常に県の担当との接触を、コミュニケーションを図りながらアンテナを高くする。それが原因であると、

そのように認識をしております。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

全く私も同感であります。ですから、町長はトップセールスということで常に国・県にもいろいろと足を運んでおりますし、町長みずからいろいろ情報収集をしていただくとともに、担当職員にもとにかく普及所だけでなく他町村との担当課、あるいはいろんなメーカーも今情報を持っていますし、そういうあらゆるところにアンテナを高くして情報収集に、動かすようなそういうリーダーシップをぜひともとっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長

町長。

○町長

常にそういったことを思っているんですが、なかなかやっぱり、今議員が言ったように、それをやる前にきちっとした役割はしないと補助事業の対象にならないと。例えば、今言ったように、くろをきちんとつけてそれをためると。ただ、大変安易にできるものではありませんので、やはり8,000円という補助金の内訳の中では、きちっとそれに見合った補助の体制を整えるというのは、やはり民間の組合としてきちっとしたものをやらないと補助事業が頓挫してしまうということがありますので、私のほうもそういった補助事業に関しては常に農林事務所、そして特に普及所が今メインになっておりますので。そういった意味では、やはり足を運ぶ、そして情報を収集すると、これは職員と私も同じでありますので、これから特に、地方創生の時代ですからいち早く手を挙げたほうが勝ちでありますので、それは徹底してやっていきたいと、そのように思っております。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開は11時15分といたします。（午前11時02分）

○議長

議事を再開します。（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長

引き続き再質問を許します。

9番、田崎為浩君。

○9番

それでは、続けて直接支払交付金なんですが、地域振興課としては、経緯も含めて今後どのような取り組みをするのかお伺いいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

当交付金事業につきましては、町長の答弁にもありましたように、一部の農業者の方から相談を受けております。来年度におきまして今後説明会のほうを開催する予定でおります。交付金の要件であります農薬の5割低減とか冬期湛水等の対策に取り組んでいただける農業団体があれば、農業所得の向上にもつながるといふふうに思いますので、来年度の当初予算で予算化できればと考えております。

以上であります。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そのほかにも、農林水産省のホームページを見ても補助金は本当に多種多様にありますので、あの辺をいかに柳津町の農業環境に落とし込んでいくのかというのが職員の腕の見せどころであり、農業経営をしている人たちにとっては大変ありがたい、そんなふうになると思いますので、今後とも普及所も含めてしっかりと仕事をしていただきたいと思います。これに関連してなんですが、地域振興課長、ご存じでしょうか。先月の23日に福島民報新聞だったんですが、農水省がGAP取得支援について福島県に積極的に支援するという記事が載っております。福島県も福島国際研究産業部機構関連事業として取り組むということなんですが、柳津町ではこのGAPについてどのように対応していくのかお伺いをいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

GAPの取得に関してでございますけれども、このGAPの取得につきましても一部の農家の方からご相談をいただいているところでございます。会津管内の状況でありますけれども、県内全体では43件ありましてそのうち22件エントリーがあります。会津にはGAP取得の民間組織が力を入れているわけなんです、個人農家のエントリーが多い傾向にございますので、この事業は継続して県も行っていくということでもありますので、今後そういった農家のほうと相談しながら進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

私もこれを随分調べましたけれども、このGAPというのは、福島GAPから始めて日本GAP、アジアGAP、あるいはグローバルGAPといろいろあるようでありましてけれども、これは民間の工業規格のISOと似たようなものなのかなというふうに認識しておりますけれども、恐らくこれから認定農家、エコファーマー、そしてこのGAPというのがセットになりまして、よりきちんとした生産意識を持って生産管理をしていく農家が逆に生き残りますし、逆に、そういう方にしか国はなかなか支援できないような、絞り込みにもつながっているのかという気がします。ただ、この考え方は将来的に海外に輸出するまでのこともカバーされておりますので、第1期としてはオリンピックまでと。オリンピック以降が2030年までに第2期ということできざまな取り組みがありますし、それに関して、取得するにも結構経費がかかるものですから経費の面についても何か補助措置があるのかどうか伺いたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

経費の件でございますけれども、今、県のほうが力を入れてやっております。上限はあるんですけれども10分の10の補助ということで、農家の方の負担はそれほどないかというふうに思っております。

以上であります。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

ありがとうございました。ぜひともこれも大事な施策、これは最終的には国、世界を巻き込むような、日本の農業の生き残りにつながるものなのかなというふうに思っておりますけれども、こういうことをきちんと柳津町が整備することによって、柳津町のみならず県あるいは国に、そして最終的には世界に柳津町の農産物を輸出していくような、壮大な考え方になるかもしれませんけれども、そういうグローバルな時代に来ているということで、日本の、この柳津町のこれからの農業に取り組む若い人たちに、責任を持ってもらいながらも夢を持ってもらうためにも、ぜひともその10分の10の補助があるうちに取得することが肝要かと思っておりますので、ぜひとも推進していただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

これをもって田崎為浩君の質問を終わります。

次に、岩淵清幸君の登壇を許します。

1番、岩淵清幸君。

○1番（登壇）

それでは、さきに通告した件について質問します。

災害に強い町づくりについて。

町では、災害から町民の生命及び財産を守るという重大な使命を担っているわけですが、このことはとりもなおさず安心・安全なまちづくりにつながるわけです。近年、地球温暖化の影響からか災害、特に柳津町においては大雨の影響による災害が頻発しているように思われます。

私の記憶にある大きなものでも、昭和31年の大水害、昭和44年には町中心部が2メートル以上も浸水し、記憶に新しいところでは平成23年7月の町中心部及び下田周辺の浸水と50数年の間に集中豪雨による大きな災害が頻発しております。また、塩野地区の大規模な土砂災害は大きな傷跡を残しており、周辺地域の皆様の不安は払拭されていないものと思われます。

近年の気象庁の予報文でも「経験したことのないような」とか「線状降水帯」だったり、「特別警戒情報」といった一昔前までは聞いたことの無い予報が聞かれることが多くなっております。

災害というのはいつ起きるかわからないことから、日ごろの備えが非常に大事なことは明らかであります。過去の経験から言って、会津西部地区が大雨でなくても、その地形から只

見川上流地域で激しい降雨があれば只見川の水位が急激に上昇し、当町中心部などでの災害につながることもあったわけです。

そこで、自然災害の防止という観点から、次の点について伺います。

1番、災害の危険が迫っているときの警戒態勢は誰が判断し、どのような体制なのか伺います。

2番、また柳津町洪水対策情報連絡協議会設置要綱の中に、各関係機関相互の連絡調整などのために連絡協議会を設置すると定められておりますが、その開催実績を伺います。

3番、同じく水防法の規定により柳津町水防協議会条例がありますが、協議会の構成メンバーと開催実績について伺います。

4番、備蓄倉庫の備蓄内容について、その種類と数量について伺います。

以上4点、よろしくお願いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、1番、岩渕清幸議員にお答えをいたします。

災害の危険が迫っているときの災害対策本部の設置の判断といたしましては、気象庁から発令される各種警報や土砂災害警戒情報などをもとにしておりますが、気象庁のホームページで町内の詳細な危険度を判断することが可能となっておりますので、今後の気象予報などを加味した上で総合的に判断して設置をしております。

体制につきましては、災害対策基本法第23条の2により町の地域防災計画に基づいて町長である私が本部長となります。そして、副町長、教育長を副本部長として、課長以上の12名で組織を体制としてやっているところであります。

次に、柳津町洪水対策情報連絡協議会の開催の実績であります。平成27年度1回、平成26年度1回の計2回を開催しているところであります。

次に、柳津町水防協議会の構成メンバーと開催実績につきましては、現在までのわかる範囲での開催はございませんが、この水防協議会とは、水防法第4条により県知事が水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定すると記述されており、この法律によって柳津町が指定され条例で制定しているところであります。しかしながら、水防法の中で読みかえ規定があります。防災会議の中で協議、審議すればよいこととなっておりますので、開

催実績はありません。

その防災会議の構成員は、町議会総務文教常任委員長、会津地方振興局長、会津農林事務所長、会津若松建設事務所長、会津坂下警察署長、会津坂下消防署柳津出張所長、町の消防団長、株式会社NTT東日本東北会津エリア支店長、町からは町長、副町長、教育長、そして総務・町民・地域振興・建設・教育各課長の16名であります。

防災会議の開催実績につきましては、近年ですと平成27年度1回、平成25年度1回、そして平成23年度に1回開催をしているところであります。

次に、備蓄倉庫の備蓄品であります。資機材としまして排水ポンプ1基、発電機1基、大型釜2台を初めとして、寝具につきましてはかけ布団や毛布等、日用品につきましてはトイレットペーパーや幼児用紙おむつ等、そしてまた食料品につきましては飲料水、乾パン等を備蓄しているところであります。なお、その中で食料品につきましては、消費期限がありますので、毎年購入し期限が近くなったものについては随時更新してまいります。そのようなことであります。

なお、防災会議、いろんな会議があるわけですが、私が基本として職員に言っているのは、事は大きさにしろということと、そして複数体制で常に動けと、この2つは守らせております。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

1番、岩淵清幸君。

○1番

それでは、再質問です。

最初の問題ですが、総合的に判断するということは当然であります。先ほどもちょっと述べましたが、柳津町の水害には大きく分けて2つの性質、パターンがあると思っています。1つは、昭和31年は柳津町に大雨が降って各地域、石坂も含めてですが、いろんな土砂災害等が発生したというものであります。もう一つは、柳津にはそんなに降らないんですが只見町や只見川の上流地域で大雨が降って、それによって只見川の水位が異常に上昇し被害に遭ったものと2種類あると思っています。それによって判断の基準も変わってくると思うんですが、この辺のところの判断というのは、何かマニュアル的なものがあるのかどうか伺いたいと思います。町長、答弁をお願いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、水害には大きく分けて2つあるということは間違いないと思っております。1つ目であります町に集中豪雨等が降った場合につきましては、先ほど町長から答弁したとおり、ネット上で今は柳津町の詳細なエリアが判断できるようになっております。そこで降っている現在の雨量であったり、今後想定される雨量というものを見ながら、その必要性、今後の対応というものをとっていくという部分が1つ目でございます。

2つ目の柳津が降っていなくても、上流等で雨があって只見川の水位が上がって危険な状態になるような場合ということも当然想定されます。そのような場合につきましては、当然近隣の市町村の雨量の情報についても町では見られますので、そういう情報を見る。あるいは、雨量だけではなく逆に、只見川には各ダムがいろいろ設置されております。ダムには入ってくる入水量あるいはそこから排出される排出量等を我々瞬時に見るできるようになっています。そういうものを参考にして、今後の対応について協議をしているという内容でございます。

7月にありました豪雨でも1回、町のほうの自衛消防隊でございますが、排水ポンプを利用して只見川に放水をしたということも実際やっております。それについては、只見川の水位が上昇してきたという部分があつて、要は町から排水される排水管のほうに逆流してきたという部分がございますので、それに対して対応していったというようなこと、こういう状況状況で対応していきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長

1番、岩渕清幸君。

○1番

平成になってからの水害でも排水管から逆流したという経過があつて、なかなか排水管の功罪というものもあると思うんですが、その辺の情報はもちろん十分把握していただきたいと思うわけですが。そのことについては後ほどまた別な項目で質問させていただきますが、一番問題なのが柳津町に人的被害が出ないかということでございまして、田んぼや畑やあるいはそういうものが流されるのはなかなかとめることはできませんが、人的被害の防止は対策

を練ることができると思うんですね。そのためには、空振りもあるかと思うんですが、先ほど町長も言いましたけれども、果敢なる判断、決定が必要だと思うんです。危ないときに迷わないと。先送りしないような判断が必要だと思うんですが。そのためには、柳津町各地区、町内各地区のいろんな地区の情報が入らないことには、役場あるいは防災対策本部の中に入れてもなかなかわからないと思うんですが、そういった地区の情報を集約するシステムというか、構築されているのかお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

まず、どのような感じで判断していくかという部分でございますが、それは土砂警戒警報情報と言われるものが、必ず危険度が増した場合には柳津町のメッシュ図の中に色づけがされます。実は、議員おわかりのとおり、28年度については柳津町も避難準備情報を発信いたしました。そういうものを見ながら危ないという部分で判断している部分と、あと情報体制でございますが、情報に関しましては、基本的には区長さんからいろんな連絡が入ってくることもございます。また逆に、役場側から消防団員あるいは地区の区長さん、区長さんがいないような場合はその対象エリアに住んでいる方に対して電話連絡等をとって、今の状況どうでしょうか、雨の状況、沢の状況いかがでしょうかというようなことで直接にお聞きしているという部分が今のやり方でございます。それがシステムとして構築されているのかと言いますと、システムかどうかという部分ではちょっと疑問視される部分はあるかもしれませんが、対応の仕方としてはそのような形で進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長

1 番、岩渕清幸君。

○1 番

やはりいろんな意味で、システム化、マニュアル化するということがなかなか大事なことでないかと思えます。課長が変わってもどなたが課長になってもできるようなマニュアル的なものを作成するということは、例えば総務課長が不在でもできるというようなことにしておかないといけないと思うので、その辺の取り組みについてお願いしたいと思えます。

現在、総務課長は町外に在住しておりまして、さらに柳津町では新規採用者も含め毎年町外からの採用の方もいて、現在、柳津町の役場職員の4分の1程度ぐらいが町外出身者の方

だということですので、そういった方たちあるいは特に新規採用の方などに、柳津町全域の状況というか、こういうときこういうところに危険が及ぶかもしれない、こういうところは例えば地すべり防止区域に指定されているんだというような地域の状況を把握させるような教育は、どういうふうについてやっているのかお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

前段の私でございますが、当然町外に現在住んでおります。私が、災害等が発生して現実的に役場まで到着する時間は、多分1時間近くかかるだろうというふうに思っております。それで対応についてはどうなんだと言われれば、確かに対応としては不十分だろうというふうに自分では思っております。

今現在につきましては、基本的に私がどうしてもそういう状況でございますので、職員の人事配置等において、防災に対応していただく職員については、できる限り役場の近くに住んでいる職員を配置するということできればそのような対応をとっているというところが今の現状でございます。

なお、幸いにして副町長も近くに住んでおりますので、副町長については、災害あるいはこの前もありましたが山での捜索などがあつたような場合についても、いち早く役場のほうに来ていただいて陣頭指揮をとっていただいているというところが現状でございます。

それと、新採用職員についての対応でございますが、これにつきましては、平成26年度から実は新採用した職員を町内全部一周して案内して回って、ここはこのような状況ですよ、ここはどうですよというような形で説明をしてもらっております。実際私がやっているわけではないんですが、本年度につきましても副町長のほうにお願いをして、実は6月1日に新採用7名全員でそのような柳津全域の集落、地域を回って説明してもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長

1番、岩渕清幸君。

○1番

さっきもちょっと言いましたが、やはり課長が不在のときにも対応できるようなマニュアルというものは、ぜひ整えていただきたいと思います。

次に、消防団についてお伺いしたいんですが、防災といえば、先ほども総務課長の答弁の中にもありましたが、消防団の役割というのはかなり大きなものがあると考えております。ただ、現在消防団員が定足数に達していないということですので、この辺の状況とさらにこれから、補充という言葉はいけないと思いますが、消防団員の募集なりあるいは数名の方でも、再任用という言い方でいいかどうかわかりませんが、退団なされた方もまた消防団員になっていただくとかというような対策については、どのように考えているかお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

議員おただしのとおり、条例定数は270人と今なっております。それに対して現有消防団員は239名というふうな形になってございます。当然、条例定数は充足しておりませんので不足しているという状況になっております。

そこで、今までやってきたというか、法改正等で対応になった部分もあるんですが、平成28年度には役場職員が消防団に入っても大丈夫ですよというふうになりました。それを受けて、今現在消防団員に4名の職員が入団をしております。その後、本年度から適用させていただきました消防団員に関する加入についての条例改正を提案させていただきました。3月でご議決をいただきました。という部分で、町内の会社等に勤めている方についても、消防団員として加入していただけるという話に改正をいたしました。そういうことに伴いまして、実は1名の方は、一旦出たんですが再入団というように、今議員おただしのようなことが実際発生しております。

消防団の幹部会の中でもお願いをして、地区にいる若い人あるいは役場職員の中でもまだ入っていない職員が結構いますので、それに対しては、やはり役場のほうで入れと言うのもちょっとおかしいだろうなというふうに私は思っておりますので、役場の中であれば役場の自衛消防隊に男性は班長以下は全員入っています、消防団員以外は。という部分でございますので、基本的には消防団のほうで役場職員についても勧誘等は行っていただきたいという話をしてございます。あとは適宜今言われたような、まだ若くして退団されたような方について再入団についてお願いをしたいという部分についても、消防団のほうにご協議はしているというところでございます。

以上でございます。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

その辺の努力、再入団も含めて団員の確保については努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、各災害発生時あるいは危険時に、消防団を招集するあるいは地域の警戒に当たってもらう、あるいは被害者が出た場合や出る前の避難誘導あるいは被害者が出た場合の救助というようなことについて消防団員の活躍は大変多岐にわたると思うんですが、それらに対する団員の動き方というか、そういうマニュアルというようなものは整備されているのかどうか伺ひます。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

基本的にマニュアルと申しますか、何か緊急時が発生したような場合については、まず消防団の団長に災害対策本部のほうに来ていただきます。その中で状況等を踏まえて、団長のほうから各分団長に対して指示がされ、分団長から班長、班長から団員というような形で指令が下っていくという状況が今のスタイルとなっております。

それとは別に、どうしても緊急時、団長から指示がなくても動かなければならないという時期がございます。それについては、基本的にその班の班長あるいは団員の判断で動いていただいているというところが現在の動き方となっております。すぐ近くで言えば、坂本というかあそこで火災がございました。そこについても柳津の消防団といたしましては、隣接しているというところでございますので、まだ消防団長から指示は出ておりませんでした。八坂野班のほうでいち早く応援に行つたと。藤班については、一応状況等は確認したんですが、坂下の消防とか結構来ているという部分なので出動には至らなかったというような部分で、そういう自分の地域と隣接している地域、隣町にはなりますけれども、そういうものについても臨機応変に対応できるという部分で消防団のほうでは、それがマニュアルかといひますとちょっと私もわからないところはありますが、そのような形で活動をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

消防団、当然命令系統はしっかりしていると思いますが、各班の独自の判断というような場合でも、例えば万が一消防団員にけががあった場合などの補償についても、しっかり確保されているものであるのかどうか伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

それにつきましては大丈夫でございます。

以上でございます。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

それでは消防団のほうから離れまして、地域防災計画というものが策定されておりますが、町民が手元においていることは余り多くないのではないかと思います。町民への周知徹底について今までどうであったのか、これからどうするのかということをお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

柳津町の防災計画につきましては、平成27年度に刷新いたしまして新たなものをつくってございます。その際に町民の方々の全ての世帯に対しまして、防災ガイドマップと言われる縮刷版でございますが、それを実際配備をさせていただいているところでございます。その後につきましても、こういうときはこうしてくださいであるとか、あるいは常備品はこのぐらい必要ですよとか、今の町長からあった話ではないですけれども、北朝鮮からのミサイルが来たときはどうしてくださいというような避難であるとか、そういうものについての広報周知はその都度しているところでございます。周知そのものは、議員おただしのおり、わからないという人が本当にゼロになるまでやらなければいけないということは当然承知はしておりますが、そういう意味において広報とかそういうものをしっかりと今後も通知をしていきたいという考えで町民への周知活動という形にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

同じような意味でハザードマップもあるわけですが、見直しの考えはないのか伺いたいと思うんですが。実は石坂地区では避難所が沢尻川のすぐ近くにある集会所が避難所となっていますが、全ての危険のときにそこでいいのかという部分もあるわけですよ。昭和32年にあの辺は大水害になったところでもありますので、地域の消防団の方あるいは区長さんとかも含めながらもう1回見直して、災害の種類ごと、種類ごとではなかなか大変かと思いますが、いろんな種類を想定しながらもう少し見直すべき時期に来ているのではないかと思います。その辺について課長のお考えをお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

ハザードマップと言われるものにつきましては、実は平成18年3月に整備をいたしまして、その地区の石坂であれば石坂地区が載っているエリアのマップ図は配布をしているというところがございます。しかし、今おっしゃられるように、基本的に全ての災害で1つの施設、避難施設へ避難できるかといいますと、それは現在できないという部分で、実はことしもある区長さんを通じて、10地区ほどあるんですがそういう地区に対して別の避難場所を設定しておりますかというような形で聞き取りをしているというところがございますので、昨年度町のほうでハザードマップを更新したいという部分で、国に補助金の交付申請を実は上げておりました。本年度採択になりましたので本年度中に新たなハザードマップ、防災ガイドマップになるかどうかわかりませんが、そういうものを整備して各戸のほうに配っていければという考え方を持っているところです。その中で、議員おただしの避難場所については、石坂地区であれば上の長窪の集会所にそういう災害、土砂警戒が出たら土砂災害については避難していただくとか、そういうような形が出てくるのかという判断をしているところでもあります。

以上でございます。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

ハザードマップの見直しができるということで、約10年になりましたので時期であろうと考えておりますが、町民、住民の声を十分聞きながら進めていただきたいと思います。

また別になりますが、只見川には、先ほども言いましたが、町長の答弁にもありましたが、東北電力の水力発電所、つまりダムがいっぱいあるわけでありまして、そのダムの操作によってかなり只見川の水位が上下すると。それで大きな災害を発生させていたというふうに思われます。昭和44年の災害時には、当時の春江荘が建っていた場所より上流側に流されたというふうに私の記憶に間違いなければ、そう思っております。つまり、ダムがフルゲートで開けたかどうか分かりませんが、ダムの操作によって急激な水位の上昇が起こった証拠だと思っております。このことから、ダムの放水情報や上流での雨量の情報などの集約が必要になると思っております。

そこで2番の関連に移りますが、洪水対策情報連絡協議会の構成メンバーが条例で規定されております。町長を初め若松建設事務所長、宮下土木事務所長、東北電力関係者、町議会議員2名、それに柳津町の只見川筋の区長さん、上流から下流、藤までですが、構成員になっているわけですが、洪水対策連絡協議会設置要綱では、第2条の業務の(1)只見川水系流域の洪水等災害防止のために必要な情報収集、交換とうたわれております。メンバーの中には異動や改選などで毎年のように変更になる方がいると思っております。それゆえ毎年しかも梅雨入り前に協議会を開くべきではないかと考えていますが、いかがですか。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

只見川の洪水対策情報連絡協議会の設置につきましては、議員おただしのおり要綱のほうで定まってメンバーも定まっているところではございます。この協議会につきましては、平成26年4月1日から施行されまして動いているというところではございます。実は、これにつきましては、平成23年度の新潟・福島豪雨に伴いまして只見川筋が被害に遭ったということがございますので、その只見川の被害に対して関係区長さんあるいは関係者に集まっていただいて今後の対応という部分を協議していたということがメインとなっております。何で協議をしたかといいますと、実は県の只見川の河川整備計画というものがございまして、その計画そのものが実は平成21年11月5日に1回でき上がっているわけですが、それを今回

の23年の災害に伴いまして見直しをしていくというような考え方がございましたので、それに対しての各ご意見をいただく、あるいはご要望いただくという場でその会議が設定されたという部分だと私は考えてございます。ので、26年で開催されたものについては、ご要望等を県あるいは電力等にお伝えをしていったと。それに基づいて、県のほうでは只見川圏域の河川整備計画を27年3月20日に変更して設定をしております。それを受けて27年度につきましては、その只見川圏域の河川整備計画の内容等についてご協議というかご説明をしていったという考え方と私は聞いてございますし、そのような内容であったと。あとは、各地区の区長さんからは、柳津ですと出倉発電所の下流部についての立木等の伐採をしてくれとか、そういう要望も27年度はあったようでございます。

なお、只見川圏域の河川整備計画につきましては、大きな計画でございますので詳細な実施計画というものがだんだん今できあがってまいりますので、それができあがってまいりました暁には、この協議会のほうで再度ご説明あるいはご協議をしていきたいというような考えを持っているところでございます。

なお、ダム関係につきましては、実はこれとは別に柳津と坂下、三島、金山の町長、あるいは消防団、町長については出られるときもありますが、出られないときもございしますが、消防団長、関係職員と阿賀川の河川工事事務所、若松建設事務所、宮下土木事務所、坂下警察署、東北電力の会津支社というものでこの4町村を回りながら、年1回只見川洪水対策連絡協議会というものをやっております。その中でダムの放流の仕方であるとか、連絡体制、こうなった場合には各市町村に対してダムの放水量をファックスで全部入れますよとか、そういうのは全部この打ち合わせの中でしているというところでございます。先ほど申し上げましたようにダムの放水量、何時何分にどのぐらい出ているというのはそれを見ればわかるようになって、ネット上でも見られるようになっていきますと先ほど申し上げましたが、それと同じように紙ベースでも送ってくれるという体制整備はされているところでございますので、この協議会については、基本的に23年の災害になった部分での対応の部分で立ち上げた協議会ではないかという判断をしておりますので、毎年開催していないというのはそういう意味でございます。

以上でございます。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

今、次の質問にしたいと言った部分までお答えいただきましたが、ダムゲートの開閉によって水位が上下するという点で、特に東北電力のダムの管理者との連絡を密にしなければならぬのではないかという部分から、条例を見ますとそういう部分で載っている条例がこれしかなかったということなので、そういう意味で質問させてもらっているわけですが、先ほどおっしゃいましたように、近隣町村長を含めて東北電力のダムの管理者との会議も毎年開いているということですので、ぜひその辺の連絡を密にさせていただいて、事前に災害を防止できるような連絡体制の構築を今後も続けていっていただきたいと思います。50年、100年に1回というような雨も全国各地でときどき発生しているわけで、柳津町にとっても人ごとではありませんのでぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では次ですが、水防協議会条例について伺いますが、防災会議でやっているからということで実績がないわけですが、条例を見ますと委員の人数も定められていないし、どういう職務・職責の方が委員になるかも定められていないと。ちょっと不完全な条例ではないかという気もするんですが、この条例が果たして本当に必要なのかというふうな疑問を抱かざるを得ませんが、いかがですか。

○議長

総務課長。

○総務課長

水防協議会の条例についてでございますが、議員おただしのおりメンバーも何も載っていないというのが現状でございます。これも町長の先ほどの答弁の中にございましたとおり、水防法の中で読みかえ規定があるという部分でございますので、水防法の第15条の5では、町の防災会議が設置されている場合であればそれに準用できますというのが水防法の中でうたっております。また、かつ水防法の33の2項では、水防協議会を設置しない場合については防災会議で内容等を検討していればよいという読みかえがされています。なので、町の防災計画の中には、実は水防法に関しての計画も今入っておりますので、防災会議の中でこれは協議をしておりますので、それで足りているという部分でございます。

しかるに、この条例については昭和51年に制定されております。非常に古い条例でございますので、この辺について実は近隣の市町村でも知事から指定されていてもこの条例を制定していないところも結構ありますので、今、県のほうにこの条例は読みかえ規定があるんですけどもこの条例は市町村としてどうなんでしょうという部分で照会を実はさせていただいているところでございます。まだ回答はいただいておりますが、読みかえ規定があるの

であれば、その上の町が設置したものの上に、法でございますから法にのっとり対応できれば条例はもしかすると要らないのかなという気も、若干考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

この条例の改廃についても十分県あるいはその辺と協議しながら進めていただきたいと思います。条例があっても実が伴わないというのは不自然な感じがします。

では、次に備蓄倉庫の内容についてお伺いします。備蓄倉庫の備蓄内容はどの程度の災害規模に対応できると考えているのかお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

備蓄倉庫の備蓄品でございますが、備蓄品についてはいろいろな備蓄品がございます。基本的には、先ほど町長が申し上げましたように、いろんな機器類であったり、あるいは町民のための食品であったりという部分、あるいはトイレトペーパーからいろいろな物まで備蓄をしているというのが現状でございます。それにつきましても、備蓄倉庫を整備して昨年度から備蓄を始めたというのが現状でございますので、基本的には町民の方には広報等でお知らせはしているんですが、1日に必要な水はどのぐらい必要かとかそういうものについてはご通知はしております。1日当たりペットボトルで何本要るよとかそういうものも考えまして、基本的には今、町のほうでは全町民の分はどうしても備蓄は不可能だというふうに考えておりますので、町民の方に備蓄をお願いしたいというところがございます。基本的に300人程度の3日分ぐらいのものを想定して、5年あるいは水ですと7年ぐらいのサイクルの中で備蓄をしていければというような考え方で今進めているところが現状でございます。

以上でございます。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

先日7月のポンプが出た日でございましたが、日にちを忘れてしましまして申しわけないですが。そのときに柳津の中心部の方にもポンプがもう1台ないと間に合わないんじゃない

かというような話もちよっと私も聞きましたので、その辺についてはどんなふうに判断していますか。

○議長

総務課長。

○総務課長

排水ポンプのお話だと推察いたしますが、今の排水ポンプは2本の管を出すことができる排水ポンプになっております。1本で毎分5トンの排水ができるという形になっておりますので、下平地区の災害であれば大丈夫ですが、それが滝谷川筋あるいは銀山川筋というふうな形に場所が移っているというか、同時に発生したような場合については、どうしても今の部分では足りない部分はあるかと思いますが、そういう部分については各消防団で持っている消防ポンプ等を利用する。あるいは、広域消防のほうでも排水ポンプ等は持っていますので、そのようなものをお願いをして配備をしていただくというようなことも1つの方法とっておりますので、今すぐ配備できるかという部分については、今後の状況をよく消防団員あるいは広域等と話し合いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

1番、岩淵清幸君。

○1番

今年度の防災の予算の中で消耗品費は6万7,000円、災害対策用品費で16万9,000円、昨年度も似たような予算規模でありましたが、予算規模としてはこれで十分だと考えておりますか。

○議長

総務課長。

○総務課長

先ほど申し上げましたように、300人程度の3日分の備蓄品という考え方を今回初めてさせていただきますので、このサイクル、この金額で対応できるのかという部分についても予算残、執行残等がある程度わかった時点で、もし可能であれば追加で購入するとか、そういうものもできるかという考え方と、来年度当初予算に向かっては、こういう考え方をお出ししましたのでそれに向かっての備蓄品の購入金額というものをお出ししていきたいという考え方でございます。

以上でございます。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

昨年度の現地視察の際に見させていただきましたが、今出てきました排水ポンプのユニットやスペースラグ、かけ布団など半永久的に保存できる物のほかに、賞味期限の定められた飲料水や乾パンなどの食料品も備蓄されておりました。賞味期限は缶入り乾パンで21年4月、天然水は23年7月でありました。その他は今年度ふえているんだろうと思いますが、随時更新するということですが、古い物は廃棄すると捉えてよいのですか。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

今年度ふえているのかという部分でございますが、まだ購入についてはしておりません。というのは、乾パンも入っているのですが、乾パンは固いのでどうなんだという意見も実は聞いておりますので、備蓄する品物についていろんな物が今出ておりますので、適した物を考えながら購入していきたいという部分もございますので、同じ物ではない部分で少し考えなければいけないという部分で時間を要している部分というふうに考えております。

それと、備蓄品で消費期限が迫られている物、先ほど議員おただしのとおり、乾パンですと2021年4月まで、天然水ですと2023年7月まで有効になっているとなっておりますので、それについては、できましたら町の防災訓練とかそういう席で皆様方に食べていただいたり、使っていただいたりできればいいかという考え方を持っているところでございます。

以上でございます。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議します。

再開を午後1時ちょうどいたします。（午後0時09分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長

引き続き再質問を許します。

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

それでは、備蓄品についてですが、先ほど乾パンは見直すということですのでぜひ、幼児や高齢の方には余り向いた食べ物ではないと捉えておりますので、その辺の見直しはよろしくお願ひしたいと思います。また、食料品などについては、家庭ではローリングストック方式と言って、非常食をある程度買入れ、賞味期限が来る前に消費し、さらに少なくなった物を補充するというような方式が随分進められており、各マスコミなどでも取り上げられておりました。この前の9月1日防災の日にもそういった特集番組がなされていたようですが、柳津町でも結局食料品を備蓄するということは消費期限が来るということですので、そういった物の取り扱いについて、やはりいろんな機会を捉えて町民の方に試食なり、食べてもらったり飲んでもらったりして補充するというようなローリングストック方式を採用するつもりはあるのかどうかお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

ローリングストック方式そのものにつきましては、今現在も考えているのは消費期限が水ですと7年、それ以外の物は5年という部分でストックしておりますので、当然消費期限が来る前にはそれについて有効に活用し、町民の方々に試食あるいは試飲していただくという場面は考えてございます。ただ、家庭でお持ちになっている備蓄品については通常の市販品でございますので、町等で備蓄する備蓄品との消費期限の長さが大分違ってございますので、その辺で町が今考えているのは、やはりある程度の年数備蓄できる品物を買いたいという考え方を持っているところから、ローリングストック方式につきましても、その期限が5年とか来た場合については実際補充をしていくというような考え方を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1番

では、備蓄倉庫の件に関してはこれで終わりますが、使わないで済むにこしたことはない
ので、その辺、午前中の質問でもありましたが、なるべく無駄になるようなことであってほ
しいと思っています。

次に、防災無線について二、三、質問させていただきます。気象庁や県からの情報をいち
早く住民に周知させるために防災無線を活用することは当然ですが、防災行政用無線局管理
規程の中で、第4条で町長が統括管理者、第5条で総務課長が管理責任者になることになっ
ております。さらに第6条では、無線従事者の資格を有する者を通信取扱責任者として指名
することになっております。現在、無線従事者の有資格者は何名おりますか。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

現在4名の職員が保有しております。

以上でございます。

○議長

1番、岩淵清幸君。

○1番

さらに7条で、無線系に属する運用体制に合った人数だけ無線従事者を配置するものとし
ておりますが、柳津町は無線系は何局という考え方になっているのですか。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

申請は柳津町1本で出ているものですから1局という部分で、1名の無線従事者が最低い
ればいいという形になっております。

以上でございます。

○議長

1番、岩淵清幸君。

○1番

さらに、第7条で名簿を作成することになっておりますので、それを無線局か何かに提出しなければならぬと思うんですが、柳津町はとりあえず今のところは1名だけという考え方でよろしいですか。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

無線従事者の東北通信局長宛てに出している文書では、4名の職員を全て名前を書いて出しております。

以上でございます。

○議長

1番、岩淵清幸君。

○1番

もう1点、先ほどちょっと触れましたが、総務課長がなることになっている管理責任者に対しては資格は何も規程はないんですが、実際何も資格は要らないということで考えてよろしいんですか。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

この要綱上はその規程は別にうたっておりませんので、要らないというふうに解釈はしておりますが、たまたま今は私が資格を有しておりますので、放送する職員に対しての指導とかそういうものについては私ができるという形になっております。

以上でございます。

○議長

1番、岩淵清幸君。

○1番

やはり無線従事者の資格者に対してというか、無線従事する人間に対して指導する当然の義務が総務課長にあるわけでございますので、後任といった方にもぜひ資格、あるいは勉強したあかしとしての資格を持つような指導を町長にはよろしくお願ひしたいと思います。統

括管理責任者の仕事というふうに捉えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回は特に豪雨災害についてだけ、自然災害の中でも雨にかかわるものにだけ絞って質問したわけですが、災害というのは地震も含め台風等も含めますといつ起きるかわからないので、やはりいろんな事前の体制の構築が重要になると思ひんです。そういう体制を整え防災に努めることが、安心・安全なまちづくりの第一歩であるといふふうに考へますので、今後とも体制の見直しを含め、いろんな連絡体制、あるいは町、消防団、各区長さんなどからの情報の集約についてのシステムの構築をぜひ考へていただき、安全なまちづくりに努めていただきたいと思ひます。

これで質問を終わります。

○議長

これをもって、岩渕清幸君の質問を終わります。

次に、磯目泰彦君の登壇を許します。

2番、磯目泰彦君。

○2番（登壇）

それでは、さきの通告のとおり質問をさせていただきますと思ひます。

公営住宅につきまして、現在、柳津町の公共施設延床面積の第2位を占めているのが公営住宅であります。今後柳津町に住み続けてもらうためにも大変定住促進として有効な施設がありますが、反面、建物を建てれば維持管理が発生いたします。また、施設老朽化が深刻な住宅につきましては、ストックの状況把握や長寿命化計画を策定し、しっかりとしたデータの管理蓄積が重要となります。本来、公営住宅とは、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低額な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することと定義されております。町として、今後どのようにして管理運営をしていくのか、次の2点について伺いたいと思ひます。

(1) 柳ヶ丘団地40号から51号、52号から61号、68号から82号のインフラ整備についてであります。

(2) 公営住宅の入居率向上対策について。

以上2点、お願ひを申し上げます。以上でございます。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、2番、磯目泰彦議員にお答えをいたします。

柳ヶ丘団地の平屋建ては11棟、戸数にして30戸で、現在14戸が空き室となっております。この住宅については、築40年以上が経過し老朽化しているため、入居者が退去した後の住宅については新規募集をしない政策空き家として、棟ごとにあいた段階で取り壊しをしているのが現状でございます。

入居者のいる住宅については、老朽箇所の修繕を行っており、今後も住んでいる間は同様に維持管理を行っていきますということではありますが、これについても新規に新しい住宅を建てるという場合に、環境の問題も含めてやはり考えていかなければならないと、そういう現実にあるということをしかりと見きわめてやっていきたいと思っております。

設備面では、4階建ての住宅と比較すると下水道もありませんが、建物自体が耐用年数を迎え入居者の新規募集はしていないこと、また、安価な家賃で入居できている入居者の費用負担が大きくなることから、今後も下水道接続の予定はないということでもあります。

次に、公営住宅の入居につきましては、現在、修繕中の部屋を除き、まだ入居予定のない空き部屋が3部屋ほどありますが、どれも4階建て住宅の4階の部屋であります。どうしても階段の上り下りが必要なために、見学に来られる方はいるわけではありますが、申し込みに至るまでいかないというのが現状でございます。今後、修繕が完了し、また新たに入居者募集をする部屋もあるため、ホームページ等を活用しながら入居率の向上に努めてまいりたいと、そのような考えであります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

2番、磯目泰彦君。

○2番

それでは、再度質問のほうに移らせていただきたいと思います。

まず、今ほど町長より返答いただきましたが、冒頭なんですけど町長には再度、これからの公営住宅ということでもあります。そういう部分と分譲地ということも想定になってくるのかなというふうに思っておりますが、これからの柳津町の定住促進ということについてどのようなビジョンを具体的にお持ちなのか、まず冒頭にお聞きをしたいと思っておりますのでお願いを

申し上げます。

○議長

町長。

○町長

2番、磯目議員にお答えをいたします。

今、議員がおただしのように、今分譲地はほぼ完売ということだと思っております。そういった関係で、やはり分譲地があることとないのでは、これからの若い皆さんに選択肢がないと言っても過言ではないと思っております。近々何棟か建てられるような分譲地を考えていきたいと、そのような思いを持っているところであります。これについては庁議にもかけながら、そして土地の問題もありますので早目に取りかかしていきたいと、そんな思いであります。

そして、柳津町は今工業団地も完売しております。そういった中で、やはり若い人たちが夢を持ってここで働きたいという意欲がそこに出るようにするには、やはり皆さんの目にとまる、そういう団地化があるということが大事だろうと。その辺も含めて、これからの柳津町の体制として、やはり立地条件のいい高速に近いということもあって、それらも皆さんと相談をしていきたい1つであります。

もう一つは、町の住める若い人の条件として医療機関、働く場、そしてまたスーパー、やはり3つの要件がそろわなければならないと思っております。ツルハの問題は大変残念であります。これがそろえば柳津の若者の定住は、ある程度皆さんに喜んでいただける条件かなと思っていたんですが、これらについても、まだ諦めないで我々としてしっかりと捉えていくというような方向性を持ち合わせながらこれから臨んでいきたいと、そんな考えであります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

確かに定住促進ということで、今、町長の話ではありますけれども、分譲地ということとやはり人口減少ということが、大変密接に私はつながっているのではないかと思っております。というのは、昨年も本年も研修に行かせていただいた折、職場ということと住むところというところのこれはどちらが、鶏ではないですけども鳥が先か卵が先かということなんでしょうけれども、やはりしっかりと住むところを若い人たちに提供していくというのが、

やはり柳津に向いているような私は気がします。これからどんどん人口が減っていくわけがあります。そこら辺のインフラにつきましては、この後課長のほうからも詳しくお聞きしたいと思いますが、町長のほうには、ぜひとも分譲のほうはしっかりと検討していただきながら早急に進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、1番についてお聞きしたいと思います。

柳ヶ丘団地につきましてご質問をしたいと思います。柳ヶ丘団地、いわゆる長屋のところなんです、これは建て年数が相当古くなってきていると。実際、昭和56年以前に建てられたものに対しては、耐震・耐火についての性能はどのようになっているのか。改築してそういった性能を有しているのかお聞きをしたいと思いますので、お願いをいたします。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

平屋建て住宅については、ほかからの延焼を防止する簡易耐火平屋建てであります。耐震性及び主要構造物についても、通常の火災が終了するまでの間、建物の倒壊及び延焼を防止するために必要な性能を有する準耐火構造であります。また、大平団地1号棟についても中層耐火構造であり、耐震性、耐火性を有しております。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

準耐火ということで、耐震性のほうも進めているということでもありますけれども、今後この公営住宅につきましては、当然長寿命化対策ということが重要になってくるかと思えます。この長寿命化に対して今後数十年ということのスパンで見ていって、金ちょっと厳しいなというような躯体、建物等があるのかどうなのか。その点だけお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

平屋建て住宅につきましては、築40年経過しているということでもありますので、いずれこれは長寿命計画に乗せないで取り壊しの方向で進めてまいりたいと思っております。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

それでは、長寿命化が困難であるということを取り壊しの方向で考えていると。当然、冒頭で返答いただきましたとおり、政策空室ということで入れてはいかないという形で考えていっているということでもありますけれども、具体的な全体的な今後の公営住宅の統廃合の推進方法、そういった部分はどのようにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

平屋建て住宅については、無人となった棟から順次廃止していく予定としております。以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

順次長屋については廃止をしていくということですが、いる間はなるべく壊さないというような方向だとは思いますが、いかんせん古いということもあります。もちろん、入っていただいている方にも家賃のお支払いはしていただいているわけですから、当然安全性というところには十分に配慮していただきたいとは思いますが。今現在、長屋にお住まいの方というのが点在していると。それでなかなか整理がつかないということも、なかなかあの地区の開発が進まないということに及んでいるのではないかというふうに思っているんですけれども、公営住宅の法律によりますと、公営住宅の管理員ということを配置をするのが望ましいというようなことをうたってはいるんですけれども、柳津町においてはこの管理員というのは配置はされているのかどうなのか。もしなければ、どのように公営住宅を管理しているのかお聞きをしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

公営住宅法に公営住宅管理者を置くことができます。それは、町の職員が担当するということでありますが、建物及び環境を良好な状態に維持するように町の職員が直接管理を行っているところであります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

しっかりと管理をしていただきたいというところは確かにあるんですが、私の考えなんですが、確かにその長屋の中でお住まいの方というのは、安価な価格でということでお住まいになられている方もいらっしゃると思うんです。でも、今後その推進方法としては、建てかえとなると大変金額的にも私はかかってくるのかなと。では、同じ金額でお住まいになるにはどのような形がいいのかというところは、やはり考えていかなければいけないところだとは思うんですね。例えばですが、東日本大震災で使った避難所等などを移設とかそういった部分、あとは例えば4階建てであれば4階のほうに移っていただくというような形で対応するという、そういった考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

災害の関係につきまして、仮設住宅というようなことでありますが、県のほうで仮設住宅、使用が終わった段階でそれを町に無償で提供するというので県と打ち合わせを行いました。結果的には、一戸建ての住宅であったり、長いスパンの住宅ということもありまして、現在の古い住宅、昭和40年代に建てた住宅が建っております、それらの関係で、新しく建てるスペースがないというようなことで県に対してはお断りを申し上げたところであります。

また、4階に移動していただくというようなことも何度かお話ししておりますが、やはり今住んでいらっしゃるほうがいいというようなことで、なかなか実現には至っていないところであります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

確かに住みなれたところというのはなかなか離れづらいということだとは思いますが、しっかりそこら辺を丁寧に説明をしていただきながら、なるべくそういった形で、スペース

という問題もあると思うんです、これから開発していく部分におきましては。確かに被災された方の避難所ということで使った部分に対しては、建物を建ててそちらにということであれば、スペースがないという今の課長のお話ではありますけれども、しっかりそこら辺をあわせて再度検討しながらやっていっていただきたいというふうに思います。これは、次の項目の中にもちょっとかぶっている内容になりますので、次の質問に移りながらお聞きをしたいと思います。

2番の公営住宅入居率向上対策についてということでお聞きをしたいと思います。現在、先ほどもお話ししたように、柳ヶ丘団地、そういった軀体の老朽化ということもあるということでもありますけれども、昨年からですか、本庁地区、支所地区ということで新たに住宅を建てたいということで話があるわけでございます。今現在、本庁地区なり支所地区なりでどのような形で公共住宅を建てる考えでいるのか、進捗状況などを含めてお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

建設課長。

○建設課長

今年度は支所地区に木造2階建てを2棟建築を予定しております。それにつきましては、9月の中旬か下旬に発注する予定であります。本庁地区におきましては、現在用地買収を進めておりまして、地権者の方が11名ほどいらっしゃいますが、現在のところ6名の方には承諾をいただいておりますが、残りの方については途中でお亡くなりになった方もおりまして、その相続関係で時間を要しているということもありまして、なお、なるべく早く終わるように進めたいと思っております。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

現在そういった形で西山に2棟ということで、本庁地区は、本来であればもう少しペースが早く進んでしかりなのかというふうなイメージは持っておりました。なかなか相続関係、あとお亡くなりになられたということで書類等々進まないということもあろうかとは思いますが、いずれにせよ新しい公営住宅ということで考えておられるということでもありますけれども、今現在、その新しい建物の部分でない状態の中で、現在の公営、そして特定公共賃貸、単独、密集というような4種類くらいの公営住宅の部分があるわけですが、町全体

としての空室、4階建て以外でその他で空室というのは何件くらいあるのかお聞きをしたい
と思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

現在、入居可能な空き室は3部屋であります。そのほかのものとして入居者が退去した後
に室内の修繕中のものが6部屋あります。あと、老朽化により新たな入居者の募集をしない
政策空き家が14部屋あります。政策空き家については全て平屋住宅であります。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

今ざっとお聞きをしたところによりますと、結構あいているというようなのが率直な感想
なのかというふうに思っております。現在、近年は国・県とも、以前は人口ということも大
変多くありましたけれども、現在は住宅政策としては市場重視ということであり、既存の住
宅の有効活用を基本としてなるべく新規の建物は老朽化したストック部の建てかえにする
ということで、全体の戸数は減少傾向であるというのが全国的な傾向であるというふうに思わ
れます。柳津町におきまして現在公営住宅の供給目標、いわゆるストック数ということを設定
されているとは思いますが、その部分についてはどのような数量で設定されているのか、
またベースとしてどのような考えでやっているのかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長

建設課長。

○建設課長

現時点では、今後も人口減少が進むため、平屋建て住宅の用途廃止に伴い既存ストックは
減少していく方向としています。ただし、柳津町には民間アパートがないため、人口流出の
抑制と新たな受け入れ先の観点から、これまでの公営住宅とは別に所得制限のない若者向け
の住宅を建設する予定であります。現在計画している戸数は、西山地区に木造2階建てを2
戸、柳津地区に鉄筋コンクリート造り4階建てで20戸となりますが、それらを合わせて平屋
建て住宅30戸が廃止された場合は、現状戸数よりも若干の減となります。ただし、1戸当
たりの世帯人数は若者世帯の増加によりふえていく方向で考えております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

新しいものを建てて長屋を廃止にするということであれば、さきの質問にもかぶる部分ではありますけれども、そこがしっかりと、お互いに考えをまとめていって現在住んでおられる方々にしっかりと説明をしなければ、ストックは今度ふえていくわけですね、それを壊せないわけですから。だから、そこら辺をしっかりと本当に入っている方にも説明をしていただき、そしてこういう形で別なところに入っていただきたいというような説明とか、そこら辺もやはりやっていかないと、かなり古い躯体で安全性に大変、環境的にも、そして社会的にもなかなか厳しい建物の中でお住まいだということの認識はとっていただきたいと思います。

新規の建物につきましては、入居の見込みということで町のほうとしても試算は当然したであろうと私は思います。その試算の結果とそのデータベースは何について試算をして入居可能なのか、これだけ必要なのかというような数字を出したのか、お聞きをしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

これまで入居申込者や問い合わせがあった中で満室及び所得制限を超えて入居できなかった世帯、また現在の入居者の中で所得制限を超えて家賃額が高額になってきている世帯数からも考慮しています。既存住宅の転居希望もあるものと考えております。

試算については、特別データを活用しての試算はしていないところであります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

試算をしていないということであれば、なぜそれが必要なのかというふうに単純に疑問には思うのでありますが、入居率ということで2番のほうでご質問させていただいているわけなので、ではどうしたら4階建て並びに今度支所地区に建てる部分に対して入室のところを考えているのか。そこら辺のいわゆる入居率ということと目標数値ということで設定していなければ、入らなかったらどうするんだということを考えなくてはいけないと私は思うので

すね。ただ建てたはいいが誰も入りませんでしたではしょうがないので。やはりしっかりとそこら辺を今後どのように、もし建ったならばどのように募集していくのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

現在、入居可能な空き室は3部屋あります。若者世帯向けに子供の人数に応じて家賃額の減額を図るなど、既存の住宅と比べても入居し生活しやすいと思える新築住宅をアピールし、申し込みがふえるようにしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

今、答弁いただいたんですが、私の思っているところと答えがちょっと違うような気がするんですが。町内に向けてなのか、それとも町外に向けてなのか、それとも両方なのか。そこら辺は重点的にはどこを目指して募集をかけていくのか、その部分をまたお聞きしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

やはり若者世帯の住宅でありますので、まずは町内の方を優先的にしていきたいと思いますが、町外の方についても、なるべく子育て世帯の方に多く入っていただくようにPRをしていきたいと思っております。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

柳津の中で子育ての方々に優先的に入っていただきたいと。なお、町外でも若い方ということであれば、これはなかなか本当に、どういうふうにPRしていくんだということは実際本当に大変なわけで、民間企業であれば、そういったノウハウというのは私は結構持っているのではないかと考えております。というのは、やはりこういった物件というのは、柳津

町には今現在不動産屋さんというのがないわけですね。空き家の問題、そういった部分もありますし、やはり店舗としてお借りしたいという方も私は何名かお聞きをしたこともありますが。そういった部分の中で、この公営住宅の事業をしっかりと負のレガシーにしないようにするには、やはり新しく完成した建物につきましては管理運営、そして町の姿勢いかんによっては大きく成功する、失敗する、これはやはりかかっているとは私は思っております。その中で昨今言われておりますのがPPP、いわゆるパブリック・プライベート・パートナーシップ、またPFIプライベート・ファイナンス・イニシアティブというような文言で、昨今はこういった民間企業のノウハウというところを積極的に活用すべきではないかというような国でも動きがあるわけでありまして、柳津町の中であっても、こういったPPPやPFIについてはどのような考えをお持ちかお聞きをしたいと思っております。

○議長

建設課長。

○建設課長

この件につきましては、計画の段階から民間事業が参加して設備投資や運営を委託するには、既に計画も進んでいることもありまして難しいと判断しております。

また、資金やノウハウを提供する民間の募集については、既に予算化もされていることと、平成24年度に完成しました柳ヶ丘団地2号棟についても15戸が満室になっておりますので、まずは同様に町の管理運営としていく考えでおります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

しっかりと入居率を上げていくということの中と、入っていただいている方の社会的な部分で、ああ、よかったなと、柳津町に入ってよかったな、住んでよかったなというふうに思っていただけの方を、町内だけでなく町外からもお呼びするというのが、今後人口減少、あと20年ないし25年の中で2,500人を切ってくるという統計数字が出ているわけです。この中でやはり少しでも人口減少を緩やかにする。人口減少をなくすということは、これは無理だと思います、正直。これをいかに緩やかに、この減少率をゆっくりにするかというのは、私はやはりこの定住促進、そして公営住宅、分譲ということが大きな柱ではないかというふうに思っておりますので、先ほどの町長の答弁の中でもありましたけれども、しっかりと分譲と公営、これをやっていただきながら、推し進めていってしっかりと人口減少の歯どめに

寄与していただきたいというふうにして、私の質問は以上で終わらせていただきます。

以上です。

○議長

これをもって磯目泰彦君の質問を終わります。

次に、小林 功君の登壇を許します。

6番、小林 功君。

○6番（登壇）

通告のとおり2点について質問をいたします。

1つ目、柳津町住民アンケート調査の実施についてであります。

ここ数年、毎年5月に町民に対して町政に関する事柄や日々の生活、地域コミュニティに関する事柄など約30項目の事柄についてアンケートを実施しております。その目的は、柳津町が策定している第5次柳津町振興計画、この将来像である「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」を実現するため役立てるとしてあります。具体的にどのような形で第5次振興計画に反映させ、町民サービスの向上や町民の生活環境の改善に生かしているのか、お伺いをいたします。

2つ目、木質バイオマス資源の活用についてであります。

8月22日に行われました議会全員協議会において、会津地域森林資源活用事業推進協議会より木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画の説明がありました。この計画は会津地域13市町村が一緒になってやっていくということであり、全国でも例がなく初めての形態であることから、柳津町として本事業へどのようにかかわっていくのか。また、会津地域13市町村において既に合意されている事項等があればお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、6番、小林 功議員にお答えをいたします。

まず1点目であります。柳津町住民アンケート調査の実施につきましては、柳津町振興計画の各施策の目標達成を判断する1つの指標として毎年実施しているところであります。

町では、総合的かつ計画的な行政運営の方向性を示すものとして平成22年度に、平成32年度までの10年間の計画期間とする第5次柳津町振興計画を策定いたしました。この計画は、基本構想、その下に基本計画、実施計画で構成をされております。基本計画は28の施策からなり、その施策単位ごとに目指す水準をあらわす指標と目標値、地域住民、関係団体及び行政等の役割を定め、施策評価により進行管理を行うこととしており、その1つの手段として住民からのアンケートを実施しているところであります。

このアンケート等での施策評価において、次年度の重点施策を設定しており、平成29年度につきましては、子育て支援の充実、交流・移住・定住の促進、学校教育の充実の3つの施策を設定して重点的に取り組みを行っているところであります。

具体的な事業といたしましては、子育て支援の充実としまして子育て応援祝金支給事業、保育料軽減事業や学校給食費軽減事業を実施しております。子育て世帯の負担軽減や支援も行っているわけであります。交流・移住・定住の促進では、都市交流推進事業と定住促進住宅整備事業、結婚支援事業を実施しているわけであります。そして、交流人口を拡大させる取り組みや柳津町に移り住んでもらえるような支援を行っているところでもあります。そして、学校教育の充実では、統合中学校環境整備事業として中学校統合に向けての校舎等の改修工事、給食センターの建設工事や学校教育アドバイザーの配置等の取り組みを行っております。また、複式学級や特別な支援を必要とする児童生徒の支援を行う人員の配置、図書館司書の配置などの取り組みを実施しているところであります。

今後とも、「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」という将来像を実現できるように地域住民、関係団体の皆さんと連携をとりながら取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

次に、木質バイオマス資源の活用につきましては、地球温暖化対策を推進する上で太陽光発電などの再生可能エネルギーへの転換を図る地域エネルギー供給事業が注目をされており、またその社会的意義や期待が高まっているところでもあります。

このような中、会津地域においては、広大かつ豊富な森林資源が長期にわたり十分な管理がなされず放置されてきた状況でもあるわけであります。合理的・効率的な伐採を行って森林の再生を図っていくことが必要となっているところであります。その伐採した木材を生かすべく、木質バイオマスエネルギーは、持続可能な地域経済や循環型地域の形成に必要な視点に立ち、会津地域の13市町村が一体となって中・小型木質バイオマスボイラによる地域熱供給事業を進めることに至ったところであります。

熱供給事業につきましては、地域の中で民間が主体となって経営し、民間の活力を前提とした雇用創出と波及効果を目に見える形での実現を図っていくものであり、市町村としましては指導・助言等を行いながら支援をしていくこととしております。

そして、議員のおただしの会津地域の13の市町村のことでありますが、会津地域13市町村及び関係機関との間で合意しています事項につきましては、8月の末に会津地域森林資源活用事業推進協議会の総会が開催されました。所期の目的を達成するため3つの委員会を構成することになりました。1つ目が森林資源委員会、2つ目は製材・燃料化委員会、3つ目がエネルギー委員会であります。森林資源をフル活用するために、森林の生産、加工、利活用までの関係者からなる委員会を構成して、事業工程及び事業計画の策定に向け検討することとなっております。

また、今年度は、環境省所管事業の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用しながら、木質バイオマス資源を活用しての低炭素化社会の実現と自然共生社会の実現を目指すことを目的に、森林資源の利用可能量などの調査・分析を計画しておりますので、今後事業が進展する中で町としての方向性を探りながら協議会とも十分な協議を踏まえながら取り組んでまいりたいと、そのような考えであります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

6番、小林 功君。

○6番

それでは、再質問に写ります。

まず1点目の柳津町住民アンケート調査の実施についてであります。まずアンケートの個別回答について幾つか気になるものがあったので、先に何点かお伺いをしたいと思います。

アンケートの回答を見ますと、さまざまな意見が載っております。特に高齢化が進み高齢者がふえていることを気にしているものが大変多く見受けられました。例えば、柳津町は住みやすいかどうかという問いに対しては、冬期間の生活が非常に大変であると。これは雪の始末ということだと思います。次に、地区の助け合い、支え合いはしているかということについては、もう自分のことで精いっぱい、近所とのつき合いまたは交流はありませんという意見がありました。つまり、高齢者が生活しやすい地域コミュニティ、これが維持できない危機に瀕しているということではないかと、そんなふうに思いました。自分のことは自分

でやる、これは当たり前のことではありますけれども、しかし、高齢者世帯などいわゆる生活弱者に対しては、親戚あるいは近所の方が手伝って助け合い、支え合って暮らしてきたのがこの町の集落の文化であります。しかし、それがなくなってしまう、できないということになれば、その集落で高齢者などの生活弱者は暮らしていけなくなってしまう。集落の消滅が加速されるということになってしまうと考えられます。こういった現状に対して町はどのように対処していくべきと考えているのかということをもっとお伺いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

まず、高齢者の生活弱者と言われる方が、今後柳津町でどのようにして生活していくんだというようなことだというふうにとらせていただきました。その中で、現実的に高齢者の人口そのものあるいはひとり暮らしの世帯というものは、当然ふえていくだろうというふうには想定はされております。それに対して当然その対応策というものは近々の課題になってくるということは目に見えておりますので、その1つのツールという部分で今回実施しているような町民アンケートについて、多分議員おただしの部分は昨年度の柳津町住民アンケート調査の結果等からお持ちになっているんだとは思いますが、そういうのも当然見させていただいてこういうものを1つのツールとしながら、またあるいは町長等も各行政区等に出向いて町民の方々と懇談をするというような場も設定はしております。移動町長室と言われるものでございますが、そのようなものでも各地域の集落の現状であったり課題であったりというものの話し合いの場を持っているという部分で、それも現状把握とかそういうものにつながるのかというふうには考えているところでございます。

今後、このような集落の状況は大変厳しくなるというのは予測されておりますので、地域で暮らし続けていただくための何らかの本当の施策、生活環境のインフラ整備だけでは多分できないだろうというふうには思っておりますので、高齢者の方々に地域に住み続けていただけるための何らかの施策と言われるものについては、やはり近々の課題でございますので、庁内という部分で考えていかなければならないというふうには思っているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

今の質問にも関連します。また、6月でしたか同僚議員の質問にもありましたが、今各集落には人足というものがあります。これは道普請であつたり堰普請、草刈り等々、節々に行っております。その中には公の施設、工作物の維持管理にかかわる仕事もたくさんあるわけでありまして。私の考えは、町のものの管理は全て町でやるべきなんだなんていうことは決して思っていません。むしろ自分たちの地域でできることは極力自分たちでやったほうがいいと、そんなふうにしております。しかしながら、現状は高齢で作業に参加できない世帯というものが非常にふえてきております。今後ますます人足に参加できない世帯がふえ続けることが当然予想されるわけでありまして。町道の草刈り、これ1つとっても町全体で考えれば大変な仕事量になります。この予想される状況に対して町がとり得る対策、対応というものを、どんなことなのかということをお伺いしたいと思っております。

○議長

建設課長。

○建設課長

現在、町道、農道、林道、水道施設、保育所等の一部の公共施設の除草作業や側溝土砂上げ、崩落土の撤去等を緊急雇用の4名の臨時職員の方が行っております。また、イベント時の除草も行っているところでありまして、大変需要が多くなっております。地区の方に幹線道路の除草作業も行っている路線もあり、刈り取りの高さが一定にそろっていて大変丁寧な作業をしていただいていることに感謝しております。しかし、議員おただしのおり、高齢化が進んでおり参加できない世帯がふえていることも認識しておりますので、緊急雇用の方による人的支援が必要だと判断しているところであります。主に地区の作業については休日に行われるものと思っておりますので、事前に緊急雇用の方が側溝の土砂上げや刈り払いした後の草の集掃作業を緊急雇用のほうで対応するなどで部落の負担をなるべく減らしたいと思っております。

また、さきにも申し上げましたが、緊急雇用の需要が多いことから、今後は機械による作業も必要となってくると思っておりますので、その機械の導入も考えなければならないと思っております。

また、草刈りが可能な斜面、地区で何とか対応できる斜面がありますが、その上方にある程度太くなった木などがあります。そこにつるが絡まってなかなか地区の方が作業しづらい

というような状況がありますので、それについては業者に委託して刈り取って伐採なりしていただくようにしたいと思っております。

以上であります。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

わかりました。

次に、この質問の本題に入っていきたいと思えます。柳津町の住民アンケート、これは企画財政班が無作為に約800人の町民に対して行っておりますが、年代別に見ると高齢者になればなるほど対象者が多くなるという傾向になっているようであります。これは年代ごとの人口比率も勘案してのことだと思えますが、当然、町や我々町議会も町民の皆様の声を吸い上げるということが大変重要な仕事であることは言うまでもありません。その1つの方法としてこの住民アンケートを実施し、町民の生の声を聞くことは大切なことであり、意味深いことであると言えるわけであります。

このアンケートで得た貴重な意見を町政に生かし切れているのかということになると、私は疑問に感じるところがあります。このアンケート結果から各施策の振り返り評価を行い、今後の事業の目標設定や課題改善へ反映していくというのが先ほどの答弁であり、また広報やないづの中でも説明されているところであります。課題の改善であるとか、町政に生かすということは、具体的に事務事業まで落とし込んで現実に町民に満足をしてもらうということにほかならないわけであります。果たしてその流れというものがスムーズに機能していると判断されているのか、その見解をまずお伺いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

アンケートの結果が一番末端である事務事業まで落ちて、それが町の中でスムーズに機能しているのかというおただしというふうに捉えさせていただきまして、基本的に各担当のほうで事務事業を実施する上においては、町民アンケートの結果については全ての職員が見られるスタイルに今現在はなっておりますので、自分のディスク上にありますパソコン等からこのアンケート調査を全て見られるようになっております。どの課にいても見られるよう

な形になっておりますので、その自分の事務事業の施策に対しての意見とかそういうものがあるのであれば、その意見は見て反映できているというふうに考えているところではございますが、事務事業につきましては基本的にその上に施策がありますので、施策の部分の一番下に行く部分が事務事業という形に出しますので、施策そのものについて施策の振り返りという部分では施策会議が、これは班長クラスで行っております。その上にいきますと課長クラスで政策会議というのがございまして、それで班長あるいは担当が書いてきた各施策ごとの形、その施策の下には実は基本事業というのがぶら下がっているんですが、基本事業の下に事務事業があるというような考えになってはいますが、そういう形でアンケート結果とかそういうものについても当然指標としてなると、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり利用しているという部分ではございます。

具体的な事業といたしましては、議員おただしの町民が暮らしやすい町だと思いますかという質問に対して冬期間の生活、雪とか除雪に不便を感じているというアンケートがありましたという部分であれば、それについては実は、議員もおわかりだと思いますが、除雪機械の各集落に対しての配備であったりという部分でコミュニティ支援という形で取り組んでいるというような部分も1つの意見に対する部分であるのかなという部分と、あとは地区でお互いに助け合い支え合いながら生活しているのかという部分の中だと思いますが、個人のことで精いっぱいであるとか、近所とのつき合いがないという部分になってきますと、これにつきましてはなかなか個人個人の価値観というものもありまして、近所とつき合いたくないというような人も中にはいらっしゃいますので、地域にまず溶け込んでいただかないとどうしようもないのかなという部分でございますので、公民館活動とかやっている高齢者学級であるとか、スポーツとかそういうものに率先して出ていただいて体を動かしていただくという部分も、その地域として皆様方とおつき合いをしていくための1つの手法なのかというようなことも考えております。

アンケートから事業化にしているものとしては、それ以外についても、今回の28年5月のアンケート結果の中で見させていただきますと、景観の維持であるとかあるいは道路の関係であるとかハード面になりますが、そういうものについてもこのアンケート等を踏まえながら事務事業あるいは施策の中で取り組んでできているというように考えているところでございます。

以上でございます。



○議長

ここで、暫時休議します。

再開は午後 2 時20分とします。(午後 2 時 0 9 分)

○議長

それでは、議事を再開します。(午後 2 時 2 0 分)



○議長

引き続き、再質問を許します。

6 番、小林 功君。

○6 番

引き続き質問させていただきます。

このアンケート調査結果には、町政に対してさまざまな評価、これは批判や要望が数多く載っております。これは常々町が言っている P D C A サイクルの中でもチェック、いわゆる振り返りのために重要な資料にしなければいけない。P D C A サイクルは際限なく繰り返していかなければならないわけであります。このアンケート結果を担当課や担当職員の判断に任せているのが現状であるという話を耳にしました。しかし、時として町長や総務課などからの指示が出されることがあって当然だと思います。つまり、企画財政班で町民の批判、意見、要望を把握して、そして改善のために担当者が事務事業の実施見直しを行うまでの合理的な流れができているのかということであって、課題解決に向けて各課、各職員の自主性、自律性、どうなのか。町長や総務課長から見て満足できる域に達しているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

これにつきましては、庁議の前に政策会議というところがございます。こういった中で皆さんと話をし政策決定をしているわけでありますので、これについては1つの流れの中でほぼこの議員がおただしのような体制にはなっていると私は思っております。その中でありますが、これは無記名でありますので比較的本心を言っていることであると、そのように伺っております。そういった意味で、我々も真摯に受けとめながら、この政策を慎重に諮りながら皆さんの各課、そして班長までのしっかりした議論の中での体制づくりはできていると、

そのように認識をしているところであります。

○議長

実務的に、総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

町民の判断、意見とか要望に対して事務事業の見直しを行うまで合理的な流れになっているのかというような1つ目のご質問だと思いますが、基本的に事務事業評価につきましては、議員おわかりのとおり平成23年度で今公表についてはとまっているというのが現状でございます。これにつきましては、平成23年の新潟・福島豪雨、あるいは3・11の関係の災害というような部分が重なりまして、その時点で事務事業評価がとまってしまったという部分については大変執行部としては申しわけなく思っております。

それを踏まえながら、本年度においては、これは議員の皆様からご批判をいただくかもしれませんが、1人1事業の事務事業評価をやりたいということで、今現在、班長でつくっている町政会議、あと庁議では説明をさせていただきました。それを受けて、今月中に職員に対して事務事業評価の説明会を実施していくという流れをつくっていきたいということで、そういうことをやることによって自分で1つの事務事業について何のためにやるのか、あるいは対象は誰なのか、どういう意見があるのかという部分をもっと今の住民アンケートとかそういうものをしっかり見ていけるんだろうと思っておりますので、それをやることによってこのPCDAというものに対してのやり方、創意工夫がされていくと判断をしておりますので、ぜひ今回の1人1事業のまず事務事業評価に取り組ませていただきたいと。それで、もっと今よりも流れのいい流れをつくっていきたいというような考え方をまず1点目で持っているというところでございます。

2点目の部分で、各課各職員の自立性とか自主性についてという部分については、まず誰かに言われなくてもある程度やはり自分でできるようになってもらわないとしようがないというのが本当のところだと思っております。それにはまず自分だけで調整でき、あるいはコントロール、あるいはお話し合いができる域まで達しなければならないという部分があるかと思っておりますので、そのための研修と言われるものについては、役場に入りますと初任者研修という部分で1期、上期、あとは後期という部分で約2週間程度自治研修センターのほうに研修に行って職員に研修させております。その後、中間的にはいろんな政策ごとの研修がございまして、そういう職員に合った研修をさせているというところがございまして、その

後、昇格と言われる部分で班長職、課長職に上がった場合については、それ相当の研修がございまして、そういうものに行って今度は部下職員に対しての指導等的なものをしっかりやれるような体制をつくっていかないとしようがないのかという部分で、それが課題の大きな解決、要は上に立つ者が下の職員から、私はこういう考え方なんですけどどうしたらいいでしょうねという提案がされた場合に対して、上司としてどのような判断を下すのかという部分を養っていかなければならない。部下職員からどうしたらいいでしょうねという質問は、やはりそれは部下職員としても少し甘えがあるのかなという部分が少し私は感じると思います。

今後、現状として満足はできていないというふうに私は考えております。結局は満足してはいけないんだと思っております。ハードルは非常に高いかもしれませんが、満足してしまうと、極端に言えば前例主義、今までこうやっていましたからこうです、諸先輩方はこうですからこうです、だからだめですという話だけ。要は、何でだめなのか、何に抵触してだめなのかとか、そういうものまで掘り下げないという部分が非常に多いというふうに私は少し感じておりますので、その辺についてはよく研修をして自分で自立していくということが大変必要だというふうに考えております。

ただし、我々は公務員としての立場にございまして、法令遵守という部分については当然守らなければいけない部分がございますので、そういうものを理解した上で対応していくというようなことが必要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

これは非常に大切なところなので、着実に進めていただきたいと思います。

このアンケート調査は総務課の企画財政班で行っております。これは役場の組織にかかわることです。通常、民間の企業では、営業や企画立案をする部署と経理や予算をつかさどる部署は別個、独立した組織とするというのが当たり前です。営業や企画立案をする部署は、会社の利益を上げるために、あるいはお客様の満足度を上げるためにさまざまな新商品やあるいは新しい企画をつくっていかねばいけません。経理や予算をつかさどる部署は、その新商品や新企画にどのぐらいお金が出せるのかという、それぞれがぎりぎりのせめぎ合いの中で妥協点を見出してよりいい仕事をしていくということになっております。

言わば、アクセルとブレーキの役割をしっかりと分担させるということでもあります。

しかしながら、柳津町は、企画財政班として本来完全に分離独立させたほうがいとされている部署が一緒になっている。車の運転で言えばアクセルとブレーキを同時に踏みながら走っているようなものであります。町の事業を行うには慎重にかつ大胆に進めることが時として要求されるわけでありますけれども、急加速や急ブレーキが使える、そういう組織に変えていきフットワークをよくしていく必要性を私は強く感じておりますけれども、町の見解をお伺いします。

○議長

町長。

○町長

なお、詳しくは総務課長に答弁させますが、今、小林議員がおっしゃったようにご説もつともな話でありまして、今までもそういう場面が多々ありました。私も中央に行って仕事を持ってきた場合に、それらの企画をすると。そうしますと、やはり財政の面でもかなり困惑をしてしまったというケースがございました。まさに今後のあり方として議員がおっしゃったようなことが、しっかりと精査をしてやらなければならない現状にあるというようなことであります。これらについては、今までも副町長を交えながら総務課長とも話をしております。そういった意味で、遠からず決断をして柳津町の1つの姿を出していかなければならないという思いは今持っているところであります。

なお、詳細については総務課長から答弁をさせます。

○議長

総務課長。

○総務課長

私のほうから補足して説明申し上げます。

議員おただしのおり、今現在、総務課企画財政班という形で組織はされております。おっしゃるとおり企画は当然アクセルを踏む側であります。財政となれば当然財政、お金を考えますのでブレーキをかけざるを得ないという部分は、それは了解しているところではございます。

今までの流れる的なものを少し申し上げますと、役場の組織体制につきましては、平成14年に企画開発課企画開発係というものと総務課財政係というものが、政策調査課政策調査係と財政係に見直されたということが実はありました。その後さらに17年には、行政改革とい

う部分で柳津町は合併しない、独立するという部分で、大課制という部分を取り上げたという部分で、そのときに今の体制がなされたというふうになってございます。企画開発課時代、私もその部署にいたことがあるんですが、企画開発課というふうになりますと、これはまたこれで非常に問題があると。企画する側が開発までやるというふうになってしまうと、やはり町の中で、企画が計画したんだからあなたのほうでやればいいでしょうというふうになってしまうという部分で、横のつながりが少し弱くなってしまふ部分を少し感じていたところがございます。やはりやるのであれば企画という部分、企画調整というのがいいのか、調整企画というのがいいのかわかりませんが、そういうあくまでも企画と調整をするという考え方で部署の設定というものが一番好ましいのかというような考え方は持っているところでございます。

この案件につきましては、同僚議員からも過去にご質問がございました。それで庁議等で十分協議をして進めてまいりたいという答弁をさせていただいておりますので、町長が申し上げましたように、基本的には町民から、あるいはいろんなニーズ、いろんな振興計画でも出てまいります。それに対応していくための計画づくりというものを独立させるということについては、本当にやぶさかではないだろうという考え方は持っておりますので、今後とも庁議等の中で十分協議をしながらこの分離というものについては推し進めてまいりたいという形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

アンケート調査結果を町民の満足度アップのために生かすと。そのためにはさまざまな施行を重ねていく必要があると思います。よくよく検討いただきたいと申し上げまして、次の質問に移ります。

木質バイオマス資源の活用についてであります。ことし3月に会津地域分散型エネルギーインフラプロジェクト、このマスタープランがつけられました。会津地域の13市町村の3,000万立米はあるのではないかとされる森林の資源ですが、林業は衰退の一途をたどり、若い木が少なく二酸化炭素の吸収力の効率低下なども懸念されているのが現状であります。

そこで、会津地域13市町村が一体となって会津の山々を宝の山にしていこうというもので、この事業はまさに夢のような将来を見据えた方向性であると私は考えております。しかし、

誰もが考えはするがなかなか踏み入れることができなかつた分野でもあり、解決していかなければならない課題も幾つもあると思われまふ。マスタープランでは、これらの課題においてはこれまでの行動や考え方の延長で答えを求めめるのではなく、なれ親しんできた発想や活動範囲の枠を破って新たな価値を創造していく必要があると言っています。

そこで、現時点で考え得る課題について二、三お伺いをしたいと思ひます。

マスタープランでは、各自治体の役割について、つまり柳津町の役割については、熱供給事業は地域の中の民間事業者が主体となつて経営をし、民間の活力を前提とした雇用の創出と波及効果を目に見える形で実現をすると、それに期待するものであるとしております。つまり、自治体、行政は経営には一切参加をしない。インフラ整備に特化をした支援を行うということで、事業の実施及び持続性を支援することに徹するんだということをうたっております。インフラ整備に特化した支援の意味、線引きが不明確でわかりにくいように感じます。財政的な支援を伴うことになることでもありますので、できるだけ明確に今後予想される自治体の役割というものを示していただきたいと思ひます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件であります、議員おっしゃるとおり、マスタープランによりますとインフラ整備に特化した支援を行つていくことで事業の実施及び持続性を支援することに徹するとなっておりますが、自治体の役割といたしましては、今後整備されます予定の木材コンビナートなどにかかります建設費用につきましては、市町村が国に対して補助金の申請をすることで国の補助率が3分の2となりまして、残りの3分の1につきましては市町村が負担することになるわけではあります、この3分の1の負担につきましては民間が費用を準備するというで聞いております。市町村の役割といたしましては、国に対する補助金の申請にかかる事務的な手続の支援と事業開始後にバイオマスボイラを設置した際の熱の購入費用に対する負担が生じてくるものと思われまふが、なお詳細につきましては今後の協議会の中で協議がなされていくものと思われまふので、今後も皆様に情報を提供していきたいと思っております。

以上であります。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

次に、森林の木を伐採するためには、当然のことながら土地あるいは木の所有者から同意承諾を得なければ、勝手に伐採するわけにはいかないわけであります。また、土地の境界も場合によっては明確にする必要も出てくるわけです。しかし、柳津町の場合は、山林において国土調査の実施率はほぼゼロパーセントであります。それはどういうことかという、役場に備えつけてある公図あるいは字限図、これと現地の土地の形が全く合わない。あるいは、登記簿と所有者や面積、大きさが全く合わない。森林簿と現況が合わない等々の問題があるわけであります。これらの課題解決に当たって、全て民間業者に負担を強いるということになるのか。民間の事業者が背負い切れるものではないと私は思います。自治体はインフラ整備に特化して支援するとしておりますが、ここら辺の情報、つまりは公図や名寄せ台帳等の提供を一定の条件のもとで行うことなど支援のあり方をもっと模索していく必要があると感じておりますけれども、この点お伺いしたいと思っております。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件であります、議員おただしのとおり、当然にして森林や土地の境界などが明確になっていないなどの問題が出てくるかと思われまます。伐採する山林の台帳面積と実際の面積が合わないなどとなれば、例えば台帳面積の割合に応じまして所有者に還元を実施するなどが考えられますけれども、これは当町、柳津町だけの問題ではございませんので、協議会の中で問題を提起し協議していきたいと思っております。そういったことから、まずは公有林や共有の山林でも相続の整っている土地、森林を優先的に実施していくようになるかと思われまます。

以上であります。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

今の質問に関連しますが、林野庁のホームページに林地台帳制度についての説明がありました。これはどういうものかといいますと、木材の価格低迷、森林所有者の世代交代等によって森林経営意欲が低迷している中で、森林所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明な森林が増加してきており、森林組合や林業事業者が森林整備を進めるための所有者等を特

定する作業に多大なコストがかかっている状況にあります。平成28年5月森林法の改正において、市町村が統一的な基準に基づいて森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備、公表することというホームページの中での説明があります。この林地台帳は、例えば柳津町は柳津町の中にある山林について柳津町が作成してこの台帳を公表するということになります。それで、供用開始の時期も平成31年度から本格的な制度運用を開始することということになっているわけでありまして。この台帳を実際に整備・運用するということになると、大変な時間と労力を要することになると予想されるわけですが、そのための準備や進捗状況、課題や見通しについてお伺いをしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまの林地台帳の整備に関するご質問であります。議員おっしゃるとおり、台帳の整備につきましては、平成28年5月の森林法の一部改正におきまして森林の土地所有者や林地の境界に関する情報などを整備、公表する林地台帳制度が創設されまして、平成31年3月まで経過措置として設定され平成31年4月より運用開始となります。

現在の進捗状況とスケジュールであります。林地台帳の整備につきましては町が行うものでございますが、対象となる地域森林計画の区域は県が定めることになっておりまして、予定では今月中に県から林地台帳の原案が届くようになっております。町はその後に県から送られてきました原案につきまして、町が保有管理する課税台帳などの情報をもとに記載されている内容の確認、情報の追加、修正を行いまして、林地台帳の原案を林地台帳として公表可能な状態に平成30年度末までに整備していくようになります。

課題としましては、県が作成しました原案と町の情報を突合していくようになりますけれども、量的にどのくらいあるかにもよりますが、職員の事務負担が大きくなりますのでスケジュール的なことが課題となってくるかと思われまして。

以上であります。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

実際取り組むということになると大変な作業になるやと思いますけれども、しっかりと対応していただきたいと、そのように思います。

木質バイオマスの利活用については、自治体独自に取り組みを考えているところ、あるいは既に取り組みを始めたところがあります。南会津町では、森林組合と森のエネルギー創出プロジェクトに取り組み、お隣の三島町では、国立環境研究所と先月23日に地域資源の活用による環境と調和したまちづくりに関する基本協定を締結して、今後木質バイオマスの利活用に取り組みたいとしております。

我が町はどうするのか。全会津地域13市町村の分散型エネルギーインフラプロジェクトに参加するからそれで十分なのか。私は、柳津町はさらに独自の木質バイオマスの利活用へと取り組みを推し進めるべきだと思います。13の取り組みを一步進めて一般の家庭にも木質バイオマスエネルギーを普及させること、化石燃料をなるべく使わない生活を推進していく、つまり環境に優しいまちづくりこそ柳津町が目指すべき方向だと常々思い描いております。全会津13市町村プロジェクトを推し進めていくことは大賛成ですが、それに埋没することなく、柳津町はさらに独自の木質バイオマスの利活用に取り組むべきと考えますが、町の考えをお伺いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

町独自に木質バイオマスの利活用に取り組む考えはないのかというご質問かと思えますけれども、大変難しい問題ではありますが、現在私の中で考えておりますのは、一般家庭でも普及しつつありますまきストーブの燃料となりますまきも木質バイオマスの1つでありますので、そういったストーブを普及させることにより、議員おただしのように地球環境に優しい取り組みとなりますので推進していければと考えておりますが、さらなる活用法につきましては、ほかの課にまたがる利活用の仕方もあると思えますので、今後内部でも協議してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

物があふれ何でも安く手に入ることが贅沢だと感じる時代はもう終わりです。質にこだわって美しい自然の中で環境を守りながら健康に暮らしていくことこそ、何よりぜいたくだと感じる人がふえてきております。この木質バイオマスの利活用を柳津町のまちづくりのヒン

トにさせていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長

これをもって小林 功君の質問を終わります。

次に、伊藤 純君の登壇を許します。

3番、伊藤 純君。

○3番（登壇）

それでは、さきの通告によりまして質問をいたします。

1番、適正かつ能率的、効率的な事務処理の取り組みについて。

先般、建設課職員の一部未払いの件があり、決算審査にて指摘した再発防止のための適正かつ能率的、効率的な事務処理及びチェック体制の強化を具体的にどのように取り組んでいるのか伺います。

2、保育所の幼稚園化の考え方について。

現在、柳津町ではゼロ歳児から5歳児まで104名の保育を行っております。ゼロ歳児、1歳児の保育が十分であるとは言えない状況にあると考えます。3歳児から5歳児を幼稚園化にすれば、今後ゼロ歳児の受け入れも十分可能になり充実した保育を行えると考えます。また、幼稚園化になれば、幼稚園期、小学校期、中学校期の11年間、あるいは12年間を見通した一貫教育ができ、幼稚園児の小学校入学もスムーズに行くのではないかと思うが、町の考え方を伺います。

3、野生動物による人的被害の防止について。

現在まで野生動物、特にこじしは熊、イノシシの被害を防止するために猟友会を初め町当局もさまざまな対策を講じていますが、農作物における被害の未然防止に功を奏していないように思われます。昨年までどのぐらいの捕獲実績があるのか、また、今後の有効な対策があるのか伺います。

以上。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、3番、伊藤 純議員にお答えをいたします。

今回の不適切な事務処理については、地方自治法や政府契約の支払遅延防止等に関する法

律の法令や必要な手続等を経て処理するという会計事務の原則に反するものと認識をしており、大変遺憾であり、今後については事務手続の見直し等の是正を行った上、次のとおり再発防止策を策定いたします。

まず、事務処理におけるチェック体制の強化であります。各月の委託業務の管理に伴う進捗管理については、事務処理進捗状況のチェック表を作成して事務処理が適正に進められているかどうか、課長、班長及び担当職員で日常的に確認していくこととあります。

次に、コンプライアンス意識の徹底であります。職員一人一人の法令遵守の意識の再徹底を図るとともに、再発防止に向けて会計事務におけるコンプライアンスの重要性や正しいルール・知識の習得のため、課長、班長等による研修会を予定しながら、また、会計事務や契約事務における職員一人一人の事務能力の向上を図るための研修会につきましても実施を予定しております。

さらに、意識改革及び職場風土の改善であります。定期的にミーティングや課内、そしてまた班内での会議を開催することによって職場でのコミュニケーションの活性化、事務の進捗状況や業務内容の共有化を図り、風通しのよい職場環境を形成し、二度とこのようなことは起こさない、許さないといった職員一人一人の意識の改善を図ってまいりたいと、そのように思っております。

そして、建設課の事案につきましては、担当職員の支払い遅延に対する意識の希薄、課長、班長の会計事務に対する支払いの確認、予算執行の管理が十分に機能していなかったものと判断をしております。

以上のことから、今後は担当者と班長、課長で事務内容を共有し、事務の執行状況、予算に対する残高等の確認を励行し、予算執行のチェックに万全を期すよう指示をしたところであります。

2つ目の保育所の幼稚園化の考え方についてであります。

初めに、私から柳津保育所の現状についてお答えをさせていただきます。

現在、ゼロ歳児の受け入れについてであります。毎年10月の入所申し込み募集の時点で、途中入所を含めると受け入れ可能人数の12名になってしまう状況であります。12名以上の募集があった場合の対応としましては、月齢の早い乳児を1歳児クラスに移動させることにより待機児童は出さないような対応をしております。ゼロ歳児、1歳児保育では、近年共働きの家庭が増加している中で、子育てには必要不可欠なものとなっております。保護者が保育の必要なときに受け入れられる体制は整えておきたいと思っております。

なお、幼稚園化につきましては、教育長より説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長

次に、教育長に答弁を求めます。

教育長。

○教育長（登壇）

議員おただしの幼稚園化のご質問についてお答えいたします。

両者には、所管する省庁が厚生労働省と文部科学省という違いがあり、保育所は児童福祉施設で幼稚園は教育施設であるという性格の違いもあります。その一方で、保育所の役割は子供たちの健全な心身の発達を図ることとされており、環境を通して養護及び教育を一体的に行うことを目指しているという面では、幼児を保育し健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長するという幼稚園の目指すところと大きく重なっております。両者の違いは、対象とする幼児が保育に欠ける状況であるか否かという点であり、運営上の在園時間の長さであると考えています。

現在のところ、保護者等から教育委員会に対し幼稚園化を強く希望する声は届いてはおりませんが、今後の状況を注意深く見ていく必要はあるものと考えております。

次に、保育所と小学校の連携についてであります。現状といたしましては、小学校入学を控えた年長児について、小学校での行事への招待、1年生との交流を通して入学時の不安を取り除くとともに、保育状況の情報交換を実施する等、保育所と小学校の指導の段差をできるだけ低くする努力をしておりますので、現在、町内の両小学校ではスムーズな運営がなされてきたものと認識しております。

以上です。

○議長

続いて、答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、3つ目の答弁をさせていただきます。

野生動物による人的被害の防止についてであります。これまでツキノワグマの対策が主でありましたが、数年前からはイノシシが出没し、その出没区域と被害の状況は年々増加しているところであります。田畑の掘り起こしや農作物の食害など多くの被害が発生してい

るところであります、幸いにも人的被害は発生していないところであります。

こうしたことから、町では普及所など関係機関の指導をいただき、被害防止対策研修会や電気柵設置の講習会を開催し、地域住民の理解促進を図っております。また、猟友会及び有害鳥獣捕獲隊の方にわな設置の技術を習得いただいているところであります。

平成28年度の実績としましては、ツキノワグマは捕獲許可9件に対しまして2件の捕獲となっております。イノシシは3件に対して捕獲はございませんでした。また、今年度の状況につきましては、ツキノワグマの捕獲許可8件に対して3件の捕獲でありましたが、昨日1頭捕獲に至り合計で4件となっております。イノシシについては、猟友会により1件捕獲しております。

今後の対策であります、1つ目に電気柵の設置による農作物等の被害防除、2つ目には柿やクリなど収穫されずに放置されている果樹を伐採する環境整備、そして3つ目は鳥獣の駆除であります。以上、3つの柱が被害を防止する上での有効な対策となっておりますので、猟友会等に協力をいただきながらパトロールを強化して注意喚起を図るとともに、地域住民のご理解やご協力をいただきながら効果的な対策を講じてまいりたいと、そのような考えであります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

3番、伊藤 純君。

○3番

それでは再質問ですが、まず今回の事務処理の支払いの遅延についてでありますけれども、現在、全庁的に事務手続の見直しを行う、再発防止策を策定するということではありますが、全庁的にはどのような再発防止策を今実施しているのかお伺いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

今現在どのようにということではなく、これからでございますが、基本的には、管理監督するものについては特別財務規則並びに法令の関係での研修等をやっていききたいという考え方をまず持っております。職員に対しましては、町に当然ありますが、議員おわかりだと思いますが財務規則という規則がございます。その財務規則にのっとりやっていると。

こういうことになれば基本的には財務規則の中で遅延防止法に引っかかるものであるとか、そういうものも全部書かれておりますので、そういうものの研修をしたいという部分で、県でもう実はこういう研修をやっているそうでございます。なので、その資料は実は県のほうから取り寄せました。県で研修に使っている資料等を使わせていただきながら、研修会を今後計画しているというところが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

すると、研修会とかは今後行うということで。ここに書いてありますけれども、コンプライアンスの重要性や正しいルール・知識の習得のため課長、班長等による研修会を予定しているということでありまして、それは講師としては県とか何かから呼ぶのではなくて、町の課長さんたちがやるというような理解でいいんでしょうか。これはいつごろからやるというふうに。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

基本的には、課長、班長等につきましても今考えているのは職員でやるか、それとも県のほうから来ていただくか等は少し考えてはいるんですが、方向性はまだ見えてきていない。職員に対しましては当然課長、総務課になりますので私かあるいは財政という部分で、財務規則ですので説明会についてやっていきたいというところはございます。

以上でございます。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

それから、意識改革、職員の意識改革と職場の風土の改善ということで定期的にミーティングや職場でのコミュニケーションの活性化、事務の進捗状況や業務内容の共有化を図りたいということでありまして、今までもこれはやっていますよね、これはね。強化をしていくということですか。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

これにつきましては、議員おわかりのとおり、毎朝各課においては早朝にミーティング等を行っております。今度は、このミーティングプラスアルファ、あるいは各班ごとの必要なものはミーティングの後別に打ち合わせをするなり、それは課の中で対応していただくという考え方を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

全庁的には総務課長がそういうことになるということで、課長会議の場でも多分そういうことを言ってらしたと思うんですが、果たして各課にいて職員の方にそれが伝わっているのかどうか。今回のこのことについてもそれが懸念されるというような状況でありますので、そこをもうちょっと風通しのいい環境をつくっていただけるように、総務課長にはひとつお願いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

これは実は先ほどの小林議員のご質問にもつながるんですが、職員に対してのアンケート調査の中で職員に対する厳しい意見が結構寄せられております。それについては、当然よく町長は朝礼等で職員の挨拶が悪いとかそういうことは常々言うておられます。それについては、各課長から職員に対しては伝達されていると思っておりますので、振興計画のアンケート調査であったり目安箱と言われる部分に投書されるものについても、その中で取り上げてお話をしたりという部分もございますので、そのような形の中で町長から各課長、各課長から班長を通して職員になるのか、直接職員になるのか、それは少しその課の考え方があるかと思っておりますので、もう少しそういう流れをよくしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

その辺よろしく願いをいたします。

続きまして、建設課の担当職員が、支払い遅延に対してそういう意識が薄かったというようなことでありましたが、今回指摘以降に特に建設課において再発防止のために取り組んでいるということを課長、具体的に教えていただければと。

○議長

建設課長。

○建設課長

まず、今回の件につきましては、私の予算執行の管理が十分でなかったことが原因であり、深く反省しているところであります。また、町の信用を失墜させてしまいましたことに対して大変申しわけなく深くおわび申し上げます。

現在、支払いの遅延防止のチェックにつきましては、検査日、回数が年間を通して決まっている業務につきましては、請求月日、金額、支払日を確認できる管理表を作成しまして、請求書が私のところに届いた際に表に記入しましていつ支払ったか支払い管理をしております。

工事につきましては、修繕も含めますが、当初予算によりまして発注管理表を作成して入札、契約、工期日、工期により管理しております。契約工期よりも早く終わる工事もありますので、進捗状況を担当と班長、課長で定期的に打ち合わせを行っており、支払いの遅延の防止に努めているところであります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

予算の執行の状況を見れば課長たちもよくわかるわけですから、遅延しているかしていないかは。それは確実に遂行していただきたいと思います。今後、職員のみんが正しいルール、正しい事務処理、あとはコンプライアンスの重要性、それを再認識しながら、情報を共有して再発防止に努めるよう職員に徹底することを要望して私の質問を終わります。次に移らせていただきます。

保育所の幼稚園化の考え方についてであります。今現在104名という柳津の保育所の児

童数ですが、保育士が12名、ゼロ歳児が12名、1歳児が16名いるわけです。2歳児が22名と。3歳から5歳児までが五十七、八名いるわけですけれども。現在、保育所で保育士1名で見なくてはならない、ゼロ歳児の場合は3名ですか、1歳児の場合は6名。保育士が12人の中で、これで十分な保育ができていいのかというも疑問にも思うんですが、それが3歳児から5歳児まで幼稚園化することによって、きちんとした保育ができるのではないかとこのように考えますが、先ほど教育長さんの答弁でもありましたけれども、小学校に入学するときも3歳児から5歳児の小学校の入学がスムーズにいつているというようなことがあります、情報交換、小学校としているということで、具体的にどのような情報交換というのをやっているのでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

お答えいたします。

先ほども答弁で申し上げましたけれども、行事への招待とか入学時の情報交換というのを特にやっているんですけれども、小学校が保育所に行って年長児の保育の状況についての観察をし、その中で情報をいただき、さらに、今年度は9月に実施しますけれども、小学校入学時の健康診断の際に気になる子供等についての具体的なお話をしたり、入学前に保護者との情報交換等をする場合も出てまいります。そのようなことで、入学前の保育所の年長児の状況についてかなり詳しく学校のほうとしては把握をしていると報告をいただいております。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

アンケートか何かは多分とっているんでしょうけれども、幼稚園化についてのアンケートとかというのはとった経緯はありますか、課長。内容、もしわかれば。

○議長

教育課長。

○教育課長

5カ年で記録を確認していますところでは、アンケートはとっておりません。現職につかせていただいてこの2年間では行ってはおりません。

以上です。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

今後、先ほど同僚議員からもありましたけれども、定住住宅の建設というのが予定されているわけですね。その中でも若者世代と子育て世代の定住住宅の建設計画ということでありましてけれども、これから本当にゼロ歳児から1歳児が何人ふえるかちょっとわからないような状況で、いっぱい子供ができれば幸いなんですけれども。そういうことも含めまして、十分な保育をするには、やはり3歳から5歳児は幼稚園化をしたほうがいいのではないかとというのが私の考えであります。今後、先ほど言いましたけれども、アンケートとか何かというのは、とることは考えていないのでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

お答えいたします。

そのような幼児対応、小学校前の幼児の対応については、町民課のほうで子育て会議というのを立ち上げて、その中でいろいろ検討していると理解をしておりますので、詳しくはそちらの担当からお聞きいただければと思いますが、その会議に私も出ておりましたけれども、いわゆる幼稚園化の1つの方法としての認定こども園化という話は一度出たことはございますけれども、それについてそれ以上にさらに進めるかというようなところまでの結論は至っていないと認識しております。

○議長

子育て会議等で、町民課長、補足があったら答弁願います。

特にありませんか。

幼稚園化の件について子育て会議で取り上げられて協議した経過、あるかないか。

町民課長。

○町民課長

子育て支援の会議の中でやっているところでございますが、今のままで大丈夫だということとです。議論の中では、今の保育所のままで大丈夫だという話を聞いております。

以上です。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

今後、幼稚園化ということも含めてですけれども、児童の保護者と勤務している保育士さん等も幼稚園化をどのように考えているのかとか、その意見も含めて、要望も含めてアンケートなどをとっていただければと要望したいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長

アンケートをどちらが担当するのか。アンケートの担当課。

教育課のほうから要望がないと総務課長はなかなか動けないと。したがって、やる気はあるかないかは。

教育課長。

○教育課長

今まで企画財政班のほうで実施していました町民アンケートについての項目につきましては、これに触れることはなく、皆さんから出される意見についてそれぞれ匿名でありますけれども出されていると。しかしながら、この幼稚園に関する期待、要望というのは、先ほどに重なりますが、過去5年間で確認したところはありませんでした。今まで実施されていなかったものもありますので、改めてアンケートを通じてどのような考えを持っているのかということでご意見をお聞きしていくような方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

今までも幼稚園化を強く希望する声は保護者から届いていないということであるとは思いますが、地域の子供は地域で育てるということで健全育成を目指して環境づくりをしていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

野生動物による人的被害の防止ということですが、今年度本当にイノシシが全くもうあちこちに出て、畑は荒らされる、田んぼは荒らされるということで、私も多く耳にしております。電気柵の設置とかはしているみたいなんですけれども、高齢者が設置するのは、なかなか電気柵は大変なのではないかとも思うんですけれども、具体的に大丈夫なんでしょうか、高齢者の方がひとりで設置するとかというのは。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

電気柵の設置につきましては、町で2分の1の補助を出しております。設置の講習会等も実施しているんですが、なかなか高齢の方についてはその研修会にも参加されている方は少ないようでありますので、できるだけ状況を判断してわなの設置のほうを推進していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

パトロール強化も必要なんですけれども、パトロール強化に特に通学路、イノシシとか熊が出れば通学路は大変なことになると思いますので、猟友会も含めましてそういう話し合いとか持っていることはあるのでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

パトロールの件でございますが、実は今回9月の補正で、イノシシ等の出没が多いということでパトロールを強化しようということで補正予算に猟友会、隊員等の報酬を計上させていただいております。その中で通学路のほうについても猟友会のほうと話をしましてお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

補正予算で鳥獣捕獲隊というもの、18万2,000円のところだよな。（「そうです」の声あり）50万円近くですね、合わせて。それはこれから十分に気をつけてパトロール強化をしていただきたいと思います。

今、猟友会は11名ぐらいいるんですか。それで、指定管理鳥獣捕獲事業の免許で持っているのは9人いるそうなんですけれども、これは猟友会とは別個の団体なんですか、持っている

る人たちというのは。猟友会の人たちが持っているのかな。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

基本的には猟友会の方が持っております。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

それで、今現在わなとしては、くくりわなでやっているような状態なんだろうけれども、箱わながあると。これって所有は町ではなくて猟友会が持っているのか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

わなにつきましては、以前は町で購入した経過もあるんですけども、今は県から交付金という形で来ておりますので、その中でわな等の購入を実施しておりますので協議会のほうで管理をしていただいているということであります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

ということは、箱わなというのは猟友会の持ち物になってるわけですね。

それで、わなのかけ方自体もそうなんだろうけれども、なかなかイノシシというのは敏感でかからないという話なんだろうけれども。これは猟友会あたりにその箱わなを使って、住民から要望があれば猟友会に依頼をしてその箱わなを使ってもらって結構だ、それで捕獲してくれないかということをお願いはできないんでしょうか。この指定管理鳥獣捕獲等事業免許というのは年間を通してイノシシとニホンジカは大丈夫、捕獲できる免許だそうなので、その箱わなについても猟友会に依頼して町民から依頼があったときにはすぐしかけるというようなことは考えられるでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

箱わなの件でございますけれども、ほとんどの場合、イノシシ等によりまず被害が発生した場合には、まず役場のほうに連絡が入りますので、役場から猟友会の隊長なりに連絡をとって、まずは両方で現場の状況を確認することになります。必要に応じてわなを設置していくようになるわけでありまして、連携を密にしながら今後も進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

今後ますますイノシシがふえるような状況が予測されますので、猟友会と情報を共有しながら、住民の方々からイノシシが出たからお願いしますというようなことがあれば、スピーディーに対処できるような環境整備体制づくりをしていただくことを要望して、私の質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長

これをもって伊藤 純君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで、暫時休議いたします。

再開を午後3時40分といたします。（午後3時25分）

○議長

では、議事を再開します。（午後3時40分）

◇

◇

◇

○議長

次に、田崎信二君の登壇を許します。

5番、田崎信二君。

○5番（登壇）

さきの通告のとおり質問させていただきます。

高齢者福祉施設に対する対応について。

少子高齢化が進む中、特別養護老人ホーム福柳苑は重要な施設であり、入所申込者がふえ

ている現状です。町は平成27年度に増床工事負担金として5億3,568万円を支出しておりますが、まだ12床が利用できない状況にあります。また、待機者が132名と聞いておりますので、町としてどのように対応されるのか伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、5番、田崎信二議員にお答えをいたします。

まずその前にありますが、8月末に両沼厚生会の理事会、そしてまた顧問会議がございました。その席上で、理事長に対して早急に人員確保をして満床にしてもらうことを十分にこちらからも要望してこのような形で言ってもらいましたので、それについては真摯に受けとめて対処したいというお答えがございましたので申し添えたいと思います。

現在、会津地方の各市町村において第6次介護保険事業計画をもとに介護施設の整備が進められておりますが、それぞれの運営法人で職員の確保が難しい状況となっていると聞いております。背景には、介護職に就職を希望する方が少ないことが現状であり、また最近の経済状況がかなりよくなって雇用体制がかなり拡大しているということで、介護職につく皆さんが転職をする、そういった事態もあるということでありました。また、新たに民間の介護施設等が建設され、職員を募集するなど現職の介護職員が取り合いになっている状況でもあります。

町は、特別養護老人ホーム福柳苑の早期満床を求め、両沼厚生会と協議をしてきたところでもあります。両沼厚生会におきましても、職員の配置変更や会津寿楽デイサービスセンターを休止してこの30床のうち18床の受け入れは完了したわけではありますが、現在は68名の入所となっております。また、両沼厚生会が介護職員募集のチラシを作成し、全戸に配布し、ハローワーク等に職員募集を掲載するなど対応している状況でもあります。

町としても、昨年度より職員確保のため介護職員養成支援を実施して1名の新規雇用職員が特別養護老人ホーム福柳苑に勤務することになり、ことしも1名の方が申請予定でありますので、引き続き支援をしてまいりたいと思っております。

今後、残り12床の早期の満床を目指して関係機関へ働きかけを行ってまいりたいと、そのように考えております。なお、一度ではなくてこれからもチラシを配ったりして募集のほうは手を緩めないでいきたいと、そのように思っております。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

5番、田崎信二君。

○5番

この特別養護老人ホームについては、増床する段階でいろいろ問題化されまして、ようやく27年度に町の持ち出しというか、補助金をもって建設されたわけですが、いまだに問題が残っているということで大変な問題でございます。

まず初めにですが、皆さんご存じのとおり、これに対して若干説明させていただきますが、特別養護老人ホームとは、常時介護が必要な65歳以上の高齢者で寝たきりや認知症などの自宅では適切な介護ができない人が入る施設と言われております。このような中、後期高齢者は全国で約52万人以上と言われております。特老に入りたいと思っている人のうち2人に1人が施設のあきを待っているのが現状でございます。

そこで、福柳苑では8月1日現在で132名のうち柳津町が41名、その他町外ということで91名の方が待っている現状でございます。このような状況の中、町といたしましては、この待機者に対して待機の間どのような対応、指導を行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

今現在、待機者につきましては132名、柳津町41名おります。その方につきましては、町としては引き続き両沼厚生会のほうに早期の善処をお願いしながらやっていくことでございます。また、今待機している方につきましては、現在町のほうでひとり暮らし等介護につきましての援助、自宅でやっている介護につきましては町のほうで回らせていただいております。

あと、重症化にならないということで、その一歩手前の方につきましては一次介護予防、二次介護予防ということでお達者クラブ、健幸クラブ等を実施しながら健康管理等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

この特老、待機している間は、介護の必要な方はもちろんのこと、介護されている家族、この方々、大きな社会問題にもなっているわけでございまして、介護疲れ、それから介護の鬱が大きな社会問題になっているというのが今話題になってございまして、とにかく私から課長に言いたいのは、待っている間、やはりいろいろな施設があろうかと思えます。ショートステイとか有料老人ホーム、お泊まりデイサービスとかいろいろあるんですが、そういう紹介というか、そういうのをしているのかしてないのか。ただ単に家庭で介護をさせて待機待ちをさせているのか、その辺を確認したいんですが。

○議長

町民課長。

○町民課長

実際ショートステイ等を利用しながらやっているところでございます。また、そういうほかのところ、民間で行きたいというところに当たりましては、ケアサービス等の会議の中で対応しているところでございます。

以上です。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

まず、若干資料的にご説明させていただきますが、柳津の要介護度、1から5まであるんですが、法律改正で27年度に変わりました介護施設に入れる方というのが介護3の方からとなったわけでございまして、若干資料を提供させていただいた要介護1から2の方で99名という数字が出てございまして、3から5までで115名というような数字が出ているわけですね。そこから先ほど言った福柳苑に入所されている方、それから待機されている方を計算していきますと、何名の方がどのような状態でのいるのかなど。これは各個人で判断してもらいたいんですが、それをもとに質問をさせていただきますが、戻りますが平成15年に福柳苑が開所されたということで、27年増床段階に、職員確保の検討については考えずに単に待機者をなくすためのことだけを考えてきたのか、その辺をお聞かせ願いたいんですが。

○議長

町民課長。

○町民課長

当初、特別養護老人ホームの入所待機者が平成24年9月1日現在で50名おりました。この方につきまして、うち要介護3以上の待機者が33名おりました。それで建設プラス両沼厚生会のほうで、町と県と厚生会と協議いたしまして、それでこういう人数の増床に含まれて経営的なものとかもありますのでそれで協議したところ、30床で大丈夫だよというところで認めていただいたところがございます。あと、今あります小ノ川のグループホームも整備がございまして、これによって待機者の解消が図れると計画してそれで今の施設をつくったところでございます。

両沼厚生会につきましては、今現在よりも人数が確保されておまして、その当時は大丈夫だということをやったところでございます。

以上です。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

今ほど小ノ川のグループホームに入られた方もいたということで、どうのこうの言うわけではございませんが、都会のほうではやはり今のような福柳苑あり、グループホームあり、また有料老人ホームがあるということで、介護者の奪い合いがあると。それと、大きな問題としてはやはり介護職員不足というふうに、2つの問題が大きくなっているわけございまして、柳津については先ほどから報告がありますように、入所者が計画どおりの入所に至らないのは介護職員不足によるものであると報告されました。確かに当町だけではなく、昨年度の労働実態調査では県内の71.1%の介護事業所で職員が不足しているんだというような数字が出てございます。全国62.6%ということを上回っているということで、県内で深刻な柳津同様に介護人材不足が続いているということが明らかになってございます。これはどこも同じ現実的なことございまして、では何が原因で介護職を希望する者が少なくなっているのか、町として把握していただければお聞かせ願いたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

実際、介護職につきましてはいわゆる3Kの問題ということでございます。実際、3KのKは、きつい、汚い、給料が安いというようなところでございます。今現在、そういう職場なりうちのほうでも給料等を確認させていただきました。一般に民間で働いている賃金はど

うなのかということで会津地域を調べてみましたが、一般的に事務所は形態は異なりますが、民間につきましては、正規介護職員につきましては給料が大体13万円から17万円の間でございいます。そこに施設の場合は夜勤が月4回ほどあったり、あと資格に応じて介護福祉士とか看護師などの資格に応じて金額が加算される仕組みになっております。

仕事がやはりハードだということもございいますが、中身的に賃金だけ比較しますと、会津地域でも比較的高い賃金になっておりまして、事務所にも社会福祉法人とか医療法人とか民間の会社いろいろございいますが、民間のところにつきましては、月幾らという形で賞与がないところもございいますし、賞与はあるんだけど安いところ。あと社会福祉法人であれば公務員に準じた給料がありましてその中で、給料は若干低いんですが、期末手当とか福利厚生、退職金等がしっかりしているというメリットもありますので、そういうところを勧めながら介護職員をふやしていくような方法をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

課長の答弁の中に3Kという言葉が出てきたんですが、今は新3Kというのが出てございまして、汚いよりも帰れないという言葉に変わってきたそうです。それはさておいてですね。

給料の問題が出ていんですが、とにかく介護職というのは、全般に仕事の割には安いというふうに判断されているのが現状だと思います。先ほど町長の答弁の中にもあったんですが、職員募集に当たって厚生会がチラシを全戸に配布して努力するんだということなんですが、近隣の町村においては新聞折り込みを1年前からやっているんですが、毎回毎回同じ人数を募集かけているということで一向にやはり集まってこないのかなど。ですから、柳津の福柳苑に対してもやはり同じような状況が続くのかというふうに私個人的に思うんですが、そうなった場合、厚生会ばかりに任せるわけにはいかないと思うんですよね。町として補助金約5億円近くも出しているわけですから。やはり一緒になってもう少し具体的に、どこに原因があるのか、その辺をやはり協議して募集なりをしていただきたいと、このように思います。それについて課長、どう思いますか。

○議長

町民課長。

○町民課長

やはり介護職をしたいということで仕事に誇り、または、ありがとうと言われることの仕事をやる喜び等を考えながら、町としても何かしら補助できないかということで考えているところがございます。両沼厚生会と話し合いをしながら、両沼厚生会に入りやすい、入りたいという学生を募集したり、それに伴って何らか補助的なものができるかどうかを協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

今後の方策としてはよろしいんですが、入居する段階で多分順番性があるかと思うんですが、待機が出るということは。この順番について入居判定会議という会議というか、あると思うんですが。その構成的なものはどういうふうになっているか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長

町民課長。

○町民課長

入所判定委員会というものがございます。委員につきましては11名でございます。10名につきましては施設職員、委員長、介護支援専門員、ソーシャルワーカー、主任の正副で10名、あと第三者委員会で第三者ということで1名の方が入って11名の中でやっております。先ほど入所判定委員会の開催ということで中身につきましては、以前は申し込み順ということもございましたが、今につきましてはその人のランクごとの順位ということで、簡単に言いますと障害の度合いが高い方が点数が高いということで、内容につきましては、介護の必要性ということで身体的理由とか痴呆による不適行動で在宅生活をするのが困難でありということで、その利用状況、あとは家族等の介助者の状況、単身か独居か、あとは高齢者世帯なのか、介護者が虚弱者なのかということ、家族構成の状況に合わせてということで、点数が同じ場合につきましては申し込みの早い方という。あと、申し込みの仕方によっても、すぐに入りたいという方と1年ぐらいたったら入りたいという方もございますので、その順番をトータル的に総合的に判断して順位をつけているところがございます。

以上です。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

先ほどの構成メンバーの中に、町のほうからは職員の方は入らないのですか、誰も。

○議長

町民課長。

○町民課長

やはり町で誰々ということですので、町からは入らないで、実際やっている方と第三者委員の方から順位を決めていただいて、そこでやっているところでございます。

以上です。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

わかりました。いろいろ情報を集めていきますと、やはり介護の職員構成、福柳苑もどこもそうなんですが、1つの施設に対して看護職員が3名以上必要だということで、あと介護職員は入所者3人に対して1人以上とうたっているわけですね。いろいろ話を聞くと、今いる介護職員がまた減るんじゃないかと、こういうような情報が入っているわけです。そうした場合には、待機者を減らすのにまたふえていくんじゃないかと。その辺どういように厚生会のほうでも捉えているのか。じっくりと町のほうで話し合いをもってこれ以上待機者をふやさないと。そうしていかないと、せっかくの施設が何のための施設だかわからなくなりますので。

あと、聞くのを忘れたんですが、ひとり暮らしの介護者がいるわけですね。数字的に追っていくと、待機者の中にひとり暮らしがいるような状況だと思うんですよ。そういう人に対する対応の仕方、これを確認したいんですが。

○議長

町民課長。

○町民課長

介護ヘルパーさんとか用途に応じて、自宅で料理とかこういうことをやってほしいというのに合わせて、介護ヘルパーさんなり介護士さんが行って、あと地域ケアということでどういふことが必要なのかということで、要望に応じてこういうことをやったほうがいいのではないかとということで町と協議しながらやっているところでございます。

○議長

介護士の退職に関係するものは。

○町民課長

介護士につきましても、ひとり暮らしのところにケースワーカーとか介護士等が行きまして状況等、調査なり、それにつきましてショートが必要なのかという形とかの状況調査、対応をしているところでございます。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

わかりました。

最後になりますが、昨年度より町で職員確保のためにいろいろと養成支援を行っているということでございますが、どのような支援内容で採用基準としてどうだったのか伺います。

○議長

質問内容、わかりましたか。

○町民課長

すみません。支援内容というのは。

○議長

町からの支援内容がどうであったか。その成果はどうであったか。

町民課長。

○町民課長

町としても昨年度より職員確保のために介護職員養成支援を実施しまして、1名の新規雇用職員が特別養護老人ホーム福柳苑に勤務することになり、ことしも1名の方が9月から正職員という形で今入っておりますので、ことしにつきましても新規雇用者が介護職の養成支援を受けるような支援をしていきたいと考えております。

中身ですか。中身につきましては、費用のかかった半額を町で補助するという形でございます。

申しわけありません。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

ということは、採用して支援して、最終的には福柳苑へ就職というか、そういう予定ですよ。（「はい」の声あり）わかりました。

昨年度、私は提案した覚えがあるんですが、新卒者に対して福祉等の専門学校へ進学する学生に対しては、町独自の奨学金の資金制度を行ってはどうかなど。それでもって資格を持って卒業したら町の福柳苑なりに就職させるというか、そういうような考えを私はどうかなどというふうに提案した覚えがあるんですが、それについて町長、どうでしょうか。

○議長

町長。

○町長

その前に、田崎議員、皆さんもそうですが、今回100床の新しい介護施設ができたんですが、これは50%です、稼働率。今、大変やはり介護職員がいなくて苦勞しているところあります。

先ほど議員がおっしゃった両沼厚生会の実情なんですが、職員の離れる率というのは、やはり両沼厚生会は少ないということで現状維持は大丈夫だろうということでもあります。そして、給料の面でも待遇については大変ほかから見ればそんなに悪くはないということで、離れる理由はないわけではありますが、ただ、一括して初めて引っ張る段階でプレミアムをつけてどうだというような勧誘がされているということでもあります。

そして、今ほどの質問でありますけれども、やはり今介護職に行かれる人たちも高学歴というか、そこで終わるのではなくてその上を狙っている方もいらっしゃるということで、その辺についてはもう少し内容を精査していただいて、適切な方法で人員確保をしていきたい、そんなふうに思っていますので、もう少し時間をいただきたいと思っています。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

以上です。終わります。

○議長

これをもって、田崎信二君の質問を終わります。

次に、齋藤正志君の登壇を許します。

8番、齋藤正志君。

○8番（登壇）

通告のとおり1件についてお伺いいたします。

1、鹿島ため池の改修工事について。

鹿島ため池の改修工事は、昨年28年度より始まり、本年度8月には本体工事が完了し、のり面に芝を張り終えた時点で全ての工事が完了となるところでありますが、漏水箇所が修繕されていないのではないかと指摘があります。本来、漏水を修繕するために長年地元行政区が改修を要望してきたのは承知のとおりです。

そこで、次の3点について伺います。

1、町はこの事実をどのように把握し認識しているのか。

2、なぜこのような事態を招くことになったのか。

3、今後どのような対応をしていくのか、伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

3番、齋藤正志議員のご質問にお答えをいたします。

その前に、大変ご迷惑をおかけし心配をかけています。本当に申しわけないと思っております。

鹿島ため池につきましては、堤体の漏水防止及び斜樋等の取水施設が老朽化し所定の機能を果たしていなかったため、取水施設の改修を目的に福島県が事業主体となって整備をしたところでございます。

まず、町は、この事実をどのように把握し、また認識をしているのかについてでございますが、7月に県も出席をした地区説明会では、外側のり面に漏水があったため、内側のり面を遮水シートで覆いその上に盛り土をしていることであるため、ため池からの漏水ではないと判断をしているところでもあります。

次に、なぜこのような事態を招くことになったのかということですが、これは谷状の地形的な要因によって周辺の水路、田んぼからの湧水が堤体前面の盛り土に浸透したものであると思われるということでもあります。

そしてまた、今後の対応についてでありますけれども、事業主体である県において現在検討をしているところでありますので、町としましても県との打ち合わせを重ねてまいりたいと。これは県の事業でありますので、受け取ってしまってから、町の体制になる前にやはり

きちっとした体制を整えてもらって受けたいと、そのように思っていますので、県と一緒に
なりながらこの堤を完成していきたい、そのような思いであります。

以上であります。

○議長

ただいまの答弁で、8番、齋藤正志君に対し町長答弁で3番と申し上げておりますので、
おわびし訂正を願います。

町長。

○町長

ただいま8番、齋藤正志議員の番号であります、3番ということで私が間違いましたの
で、訂正して8番、齋藤正志議員のご質問にお答えをいたしました。

○議長

これより再質問を許します。

8番、齋藤正志君。

○8番

大変丁寧なご答弁、ありがとうございました。

町長のきちっとしてから受け取りたいという一言で、再質問をしなくてもいいのではない
かなというようなことですが、県の事業ということでございますので、簡単に伺い
ます。これからの町の考え方と視点について再質問を少しだけさせていただきます。

鹿島ため池は、農業用水としてもですけれども、いざ有事、火災の際には用水路を通過
防火水槽に水が入るような、そういった構造になっております。ということで、地域にとっ
ては大変大事なため池であります。答弁にありますように、このため池に漏水があり、斜樋
等の老朽化に伴い数年前から町に改修の要望活動を行い、町のご理解と絶大な協力のもと昨
年度から事業となった経緯になっております。町のご理解と協力については、地域としても
感謝しているところであります。

今年度、完成を見るに至って、できあがったものが不完全なものではないかという地域の
声があります。まず第一に、一番大事な漏水です。答弁によりますと、ため池本体からの漏
水ではないというようなご見解ですが、私も何度も見ておりますがかなりの量が出て
おります。ことしは雨が多いということもあります。業者にも確認しました。遮水シート、
確かに入れました。どの辺から入っているんですかというようなことも含めてお話をしたん
ですが、その手前、側面ですね、そこから先何メートルかというようなところからの遮水シ

ート。そういうことを考えますと、遮水シートのふぐあい、さらにはその先からの漏水というのも考えられなくはないのかと考えるんですが、その辺は本当に本体からの漏水でないと言い切れるのかどうかお伺いいたします。

○議長

建設課長。

○建設課長

ため池の施工は、内側のり面になりますけれども、盛り土をするのになじみよく階段状に段切りをします。そしてその上に、階段状になったところに遮水シートを張っております。その部分については大体5メートルまで貼ってあります。その上に水を通しにくい粘性土で盛り土をして転圧しております。そんな関係でありますので堤体からの漏水はないと。そのためにため池改修を行ったということでもありますので、内側からの漏水はないと判断したところであります。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

本体からの水漏れはないということですが、場所を考えますとちょうど本体とのり面から、中央から行けばちょっと右側ではあるんですけれども、地形の話もさっき出ましたけれども、それも含めれば、実際に用水路は下を通っているわけですし、用水路というのは考えにくいのではないかなと思うんですね。ただ、周りにそういった水田がございますので、そちらから回ってくるということは考えられると思うんですよ。ただ、これを放っておくわけにいかないと思うんですが、この原因は究明するような方向で話は進んでいるんでしょうか。例えば、この水漏れはどこから来ているのか。まずここをはっきりしないと実際問題がおさまらないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長

建設課長。

○建設課長

漏水の箇所なんですけれども、ため池前面の盛り土部分と道路、右側になりますがその部分はかなり上方のほうからやわらかくなっています。ため池よりも、堤体よりも高い位置の部分からやわらかく軟弱になっておりますので、道路からかまたはその上の田んぼ、そこから浸透しているのではないかと思います。

原因の究明につきましては、今後農林事務所と相談しまして強く要望してまいりたいと思っております。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

7月にあった地域の説明会で、県の方にこの辺から水がまだ漏れているんじゃないか、直ってないんじゃないかと言いましたところ、県の方のご返答が、こういったため池というのは幾らか水漏れがあるのが当たり前ですよというようなご返答があったということで、地域の方が相当憤っておりましたが、蟻の一穴という話、ご存じだと思うんですが、本当にこれが説明に来るプロの方の考えなのか。地域振興課長として、今までこのような工事に携わったことがあるかどうかわかりませんが、そういうことがあってよろしいものなのでしょうか、伺います。

○議長

建設課長。

○建設課長

漏水はあるにはあると思います。あるところもあります。ただ、今回工事を施工したばかりですので、ため池の底部分とか遮水シートの張った部分とか、まだ土が固まっていない部分もあるかと思えます。それで水を張って、土が動いて締め固まって、浸透水はなくなるのかと。そういう箇所もあると思います。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

そういうことであれば、私は水が漏れるのが一番怖くて、直してもらったんだから、水漏れなくなってできあがってくるんだらうというのがみんなの思いだと思いますので、こういった言葉は安易に言わないほうがいいのではないかというふうに思います。

次に、のり面なんですけれども、ことしは雨が多かったせいもありますが、何カ所も崩落いたしまして、土が安定しないといえればそれまでなんですけれども、さっき言いましたように内側から水が漏れている。そこにやわらかいところにまた雨が降る。どどどと落ちる。また直す。また落ちる。これを3回も4回も繰り返しているんですけれども、これは何が原因だというふうに考えておりますか。

○議長

建設課長。

○建設課長

まず、土質が悪かったのかと思います。あと、雨が多かった部分で、土の中の水分をためておくのが限界になったのかと思います。それで、その復旧につきましては、新しい粘性土で崩れた部分については入れかえして復旧したところであります。この部分については手直しということで行っております。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

土質、本当に粘土質なんですよ、あそこは。おいしい米ができるんですけども、おかげで。これを考えればやはり途中、業者の方もはっつけていったと、ぺたぺたと。ということでございますので、そういう業者さんからやっている途中に、漏水とかがあったり、のり面崩落とかがあったときに、ちょっとこのままではここが完全な形で渡せるかどうかということで不安になったりして、設計業者さんになり町・県にそういった相談は全くなかったんでしょうか。

○議長

建設課長。

○建設課長

施工に関しましては県のほうで監督しておりますので、私のほうには特別竣工されるまではなかったです。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

年に、これは変な話ですけども、3回も4回も雨のたびにこういったのり面の崩落なんということがありますと、それこそ地域の負担、そして町の負担、こういうのも税金であれ形は変えてでも後年度負担が出てくると思うんですけども、それについてはどのようにお考えか伺います。

○議長

建設課長。

○建設課長

県にのり面の水が出ている部分の処理を要望いたしまして、対策工を施工した後は湧水処理、これからその候補とかは県と協議して決定することになると思いますが、そういうものを施工した後については、大雨の際、例えば国の基準で国の災害に当てはまる部分、時間雨量で20ミリですけれども、それを超えた場合には国の災害として申請しまして、それで採択になれば受益者負担が伴うということになります。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

起きればということですが、起きる確率が、ことしだけで4回ぐらい落ちているから、もう確実と言っては失礼だけれども、もう起きるんじゃないかなとみんな思っているわけですよ。ちなみに、伺いますけれども、当初この予算と、課長、変な話だけれども、追加工事のとこれから出るかもしれない工事の予算をわかれば教えてください。

○議長

建設課長。

○建設課長

計画では今年度転落防止柵のネットフェンスの施工とのり面の緑化工があります。あと町道側のガードレールについても施工予定であります。湧水処理に対する、例えばですがふとんかごとか、のり面の湧水処理をするための施工の部分については、事業費が増加されると思います。あと、ガードフェンスが当初よりもちょっと長くなるというようなこともありまして、多少ですが増加になると考えられます。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

私の記憶が確かでなかったのでお聞きしたんですけれども、当初4,000万円ぐらいから始まりまして、追加で工事が入ってということで、受益者5%負担ということで地域が二百何十万円という多額の金額を拠出しているわけです。これは1戸当たり、地域は43戸しかございませんので、ちょうど1人5万円超の負担をしているわけです。これは税金でやれば何ということないというふうに感じるかもしれませんが、受益者が1戸当たり5万円負担しているということであれば、このようなはっきり言えば不完全なものを受け取るわけにはいか

ないというのが現状でございます。さっき町長は本当にきちっとした形で受け取りたいということでしたが、課長としてはどういふことを県に求めてどういふ形で受け取りたいというふうにお考えか伺います。

○議長

建設課長。

○建設課長

湧水が起きているのは事実でありますので、それを処理して崩れないようにして受け取るべきだと思っております。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

ぜひそういうふうにしてください。本当に町に対しては、地区住民も本当に県とのパイプ役ということで非常に期待しておりますので、今後ともきちっとした形で受け取れるようにご尽力をお願いして、私の質問を終わります。

○議長

これをもって、齋藤正志君の質問を終わります。

ここで、本日の議事日程についてお諮りいたします。

柳津町議会会議規則第9条により、会議時間は午前10時から午後5時までと定められておりますので、本日の会議時間は議事の都合によりこれを延長したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

それでは、続けます。

次に、菊地 正君の登壇を許します。

7番、菊地 正君。

○7番(登壇)

先ほど通告のとおり、1つ、火災災害について。

大平町内、上中平地区において、6年前ですか、1軒の住宅が火災となり全焼しました。

その後、後始末も今何の対応もされていません。現在に至っております。町としてこのような状況をどのように考えているのか伺います。

以上。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、7番、菊地 正議員の質問にお答えをいたします。

議員が質問されている大平町内、上中平地区における6年前の住宅火災につきましては、町や当時の区長さんから当該被災者に処理をお願いしている経過がございます。町といたしましては、個人の住宅でありますので、後片づけにつきましては、処理業者の紹介等はできますが、最終的には個人負担により処理をしていただくものであります。

この6年前の住宅火災以降、4件の住宅火災が発生しておりますが、自己負担または地区の協力を得ながら後片づけを行っております。町といたしましても今後も個人の所有の財産につきましては関与することができませんので、個人負担にて処理を行っていただきます。

なお、町では個人の住宅火災等の後始末に対する補助等はありませんが、火災によって被災された方に対しまして自立の助長と支援を目的に火災見舞金を支給しております。この見舞金は申請により1世帯につき全焼では10万円、半焼では5万円を町火災見舞金支給規則によって支給をしているところであります。

なお、現場については私も確認しましたが、以前の処理と同じくらいの量がそのままになっていることは確かであります。そういった中で、個人の所有の持ち物でありますので、この答弁とかえていただきたいと思います。

以上であります。

◇

◇

◇

○議長

暫時休議をします。

再開を午後4時50分といたします。（午後4時38分）

○議長

それでは、議事を再開します。（午後4時50分）

◇

◇

◇

○議長

これより再質問を許します。

7番、菊地 正君。

○7番

前もって申し上げておきますが、この問題を私は一般質問に取り上げるまでもなかったの。近くの町内におじさん、おばさんが住んでいるんです。その方がある場所で「菊地さん、なんだい、柳津町は。おらいのおいっこのこと追い出しちまった」と。現在、他町村に行って親子4人で暮らしておりますが。そういうところから、いや、これははっきりしなくてはならないと思って、私はこの問題を取り上げたわけでございます。

ところで、火災からこちら5年、6年たちました。この本人と町としては1回か2回か話し合いはあったでしょうか、伺います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

今現在、この所有者であられる方につきましては、基本的に税務のほうでもいろいろ捜索はしておりますが、現在なかなかつかまらないというのがはっきり言って現状でございます。このもともとの所有者である方については、既に相続を放棄しておりますので、1名残っていらっしゃる方が相続人という形になろうかと思いますが、その方とは今なかなか連絡がとれない状況になっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

相続を放棄しましたということは、長男らしいんだよ。話がいろいろと回ってきて調べたところ、長男坊らしい。次男坊もおりますから。今は次男坊とともに長男と2人で郡山のあの建築会社で大工さんを真面目に勤めているような話であります。

それで、今税務課の話も出ましたけれども、じいちゃん、ばあちゃん、とうちゃん、母ちゃんの保険料まで、4人分まで孫に持っていくとは何だと。そのおじさんが近くに住んでお

りますから。そこから私も、じゃあここに今5人もいるから、別の部屋に行って話すんべと。私を囲んで3名でじっくりと1時間くらい話をしました。できないものはできないんだと。今、4人で生活するのが手いっぱいなんだから、何とか町として面倒見るようにないかと。私としては、国・県のほうの決まりは決まり、別問題として左のほうに置いて、柳津町独自の問題としてこれを取り扱い、温かい気持ちで面倒を見る考えはできないものかと思って、今ここに上げたわけですが。

町として何かもう少しよ、60万円、70万円で撤去できる問題ですから。隣近所初め虫は湧く、においはする、観光客も通行していますから、何とかそこら辺できないものかと思って、また再び一般質問に上げたわけですが。この成り行きはおじさんにも私としては説明しなくてなんない義務がありますから、心のこもった柳津町の1つの対策を。この人やればこの人、次も次もというようなことになるかと思えますけれども、そこら辺もやはり左のほうに置いて、柳津町独自の、いいですか、そのようなことは、面倒見る気持ちできないものですか。ひとつ伺います。

○議長

この件について答弁。

総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

この同じような質問に関しましては、実は27年9月11日、27年第3回柳津町議会定例会において、違う議員さんでございすが一般質問がされております。その当時におきましても、今町長が答弁した内容等でお話をさせていただいているところでございますので、なかなか、気持ち的なもの、心情的なものはお察し申し上げますが、だからといって町が個人の財産に対して金を投資できるかと言われますと、そこはどうしても難しいというお話をせざるを得ない。このお話につきましては、一般質問あるいは全員協議会の中で何回かお話をさせていただいている、私が総務課長になる前の総務課長2名の方いらっしゃいますが、その方々にも同じようなお話がされて同じような答弁をされていると私も見ておりますので、年数は6年3カ月という経過はしておりますが、なかなか議員がご要望されるようなことにつきましては、今現在も難しいというところでご返答するしかないというところでございます。

以上でございます。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

先ほどからも何回か「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」、まずこの言葉にはほど遠い町になってしまいます。私の言うことも無理だかもしれませんが、近くに住んでいるおじさんにもちゃんと説明しますから。そのように、これを本人に任せたならば、10年後、15年後かかってもあのままで置くのかどうか。我々は隣近所にいてそこも心配するんですよ。虫は湧く、においはする、観光客も通る、そういう場所にいながら、いやいや本当に困ったもんだと。とにかくもう少し煮詰めた話は、総務課長の話も聞いて大体わかりましたけれども、ちょっと悲しい話ですね。答えです。本当にこの話を説明すれば、そんなもんかと。お盆にお墓参りも来ていきました、4人で。今、喜多方におりますから。職場は郡山に、兄貴と2人で。ですから……

○議長

質問を願います。質問をしてください。

○7番

はい。

そういうばあちゃん、じいちゃん、二親の健康保険税まで。確かにそれはどなたか支払いしなくてなんねけども。一旦ここで切って複利にしないようにして、そのままにして、じゃあ5年待ちましょう、10年待ちましょうというような方法は、町独自のあれはできないでしょうか。伺います。

○議長

それは税の問題ですか。

○7番

税の問題。

○議長

はい。では、総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

納税に関しましてのお話であるならば、現実的には27年度以降については、税金についてはある程度の評価額がかかります。その評価額があれば税金が発生するわけですが、27年度評価がえの年でございましたのでそれで評価をしたところ、あそこは今、家はもう言われた

とおり焼失しておりますので、底地の土地だけがあるとなっておりますので、それについては今税金は実は発生しておりません。今残されているものに関しましては、22年度から26年度までの納税が滞納部分として残されているという部分で、新たなものは発生は今していないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

健康保険税は、今のところはどんなふうになっているんでしょうか。早く言えば、25年度からゼロになっているとか、複利にもなってないとか。その辺の説明をお願いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

国民健康保険税と言われるものにつきましては、住所地が柳津に置いてあるのであれば、それは当然国保税というものが発生いたします。そうしますと、その世帯のほうに国保税の請求はまいります。今、私が申し上げましたのは、菊地議員からおただしの土地に関してのみのお答えを申し上げたところでございますので、それ以外の国保税と言われるもの、あるいは住民税と言われるものについては、今私が答弁した以外の部分でございますので、当然住所が柳津にあってそのような形で別のところにいらっしゃるというふうになったとしても、税は発生するというのが大原則になっております。

○議長

7番、菊地 正君。

○7番

そうすると、じいちゃん、ばあちゃん、二親の国民健康保険税はそのままになっていると、複利にはなっていないと、そのようにとっていいですか。

地価の屋敷の問題は、税金はそこに住んでいないんだし使っていないんだからかからないと、それはわかりました。だけんとも……（「議長、一般質問の内容が火事の後始末をどうするんだという一般質問だから、それに対して議論してもらって。今の保険のものに対しては、後から町民課なら町民課に行って話し合いしてもらったらい。だから、今はごみをど

うするか、それに対しての一般質問だから、それに対してやってもらえればいいと思います」
の声あり)

○議長

今、10番、鈴木吉信君から議事進行がございましたので、これは菊地 正君、その旨十分
ご理解の上、この一般質問に通告した内容について質問を願います。

7番、菊地 正君。

○7番

はい。

そうすると、この間のおじさんの話も、5年たっても10年たっても今の状態でいけば、後
片づけ、あそこをきれいにかたして、そんじゃ土地も売ってしまえと私はおじさんにも言っ
たんです。いやー、それはおいっこのことだから、私はそういう強いことは言えないと。そ
うすると、一時その人に買ってもらってきれいに片づけて、その元にできたならばまた買い
戻すように、そのような方法はどうかと。いや、それは私たちは口出せないということで。

わかりました。時間も長くなりますから、この辺で。また、保険税の話は税務課と私、じ
かに話をして。返事を持っていかなくてなんねから、おじさんのほうさ。

はい、わかりました。以上で終わります。

○議長

これをもって菊地 正君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎議案の審議

○議長

日程第7、議案第65号「平成28年度柳津町歳入歳出決算認定について」を議題といた
します。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第65号「平成28年度柳津町歳入歳出決算認定について」提案内容を説明いたしま
す。

平成28年度柳津町一般会計の決算につきましては、歳入総額37億5,825万175円、歳出総額
35億5,935万9,061円、歳入歳出差引額1億9,889万1,114円となったものであります。このう

ち翌年度へ繰り越すべき財源は2,641万1,000円でありましたので、これを除いた実質収支は1億7,248万114円となったものであります。

次に、特別会計であります。平成28年度柳津町土地取得事業特別会計の決算につきましては、歳入総額347万2,805円、歳出総額340万9,448円、歳入歳出差引額6万3,357円となったものであります。

次に、平成28年度柳津町国民健康保険特別会計の決算につきましては、事業勘定で歳入総額5億9,909万3,377円、歳出総額5億9,090万9,196円、歳入歳出差引額818万4,181円となったものであります。

また、施設勘定では、歳入総額8,384万8,613円、歳出総額7,774万6,140円、歳入歳出差引額610万2,473円となったものであります。

次に、平成28年度柳津町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額4,989万6,087円、歳出総額4,940万4,586円、歳入歳出差引額49万1,501円となったものであります。

次に、平成28年度柳津町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入総額5億1,222万2,850円、歳出総額4億8,145万7,381円、歳入歳出差引額3,076万5,469円となったものであります。

次に、平成28年度柳津町簡易水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額1億4,650万3,547円、歳出総額1億4,585万5,696円、歳入歳出差引額64万7,851円となったものであります。このうち翌年度へ繰り越すべき財源は8万8,000円でありましたので、これを除いた実質収支は55万9,851円となったものであります。

次に、平成28年度柳津町町営スキー場事業特別会計の決算につきましては、歳入総額486万4,973円、歳出総額476万1,616円、歳入歳出差引額10万3,357円となったものであります。

次に、平成28年度柳津町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額8,838万1,778円、歳出総額8,674万3,975円、歳入歳出差引額163万7,803円となったものであります。

次に、平成28年度柳津町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額7,694万6,879円、歳出総額7,499万431円、歳入歳出差引額195万6,448円となったものであります。

次に、平成28年度柳津町簡易排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額298万3,112円、歳出総額268万178円、歳入歳出差引額30万2,934円となったものであります。

次に、平成28年度柳津町林業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額480万2,010円、歳出総額448万617円、歳入歳出差引額32万1,393円となったものであります。

以上で、各会計の決算概要の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長

次に、代表監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、伊藤光正君。

○代表監査委員（登壇）

それでは、平成28年度決算審査意見書の報告を申し上げます。

お手元にお配りの資料をごらんいただきたいと思います。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、平成28年度歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査を終了したので、その結果を下記のとおり意見を付して報告します。

平成29年8月28日。

柳津町代表監査委員、伊藤光正、柳津町監査委員、伊藤 純。

表に従って意見書を申し上げます。

第1に審査の概要であります。

審査の対象は

(1) 平成28年度柳津町一般会計歳入歳出決算

以下、次の10の特別会計と

(2) 平成28年度柳津町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

(3) 平成28年度柳津町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

(4) 平成28年度柳津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

(5) 平成28年度柳津町介護保険特別会計歳入歳出決算

(6) 平成28年度柳津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

(7) 平成28年度柳津町町営スキー場事業特別会計歳入歳出決算

(8) 平成28年度柳津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

(9) 平成28年度柳津町下水道事業特別会計歳入歳出決算

(10) 平成28年度柳津町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算

(11) 平成28年度柳津町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

(12) 平成28年度基金の運用状況

を審査の対象としました。

2番目に審査の期間であります。記載のとおりであります。

次に、3番、審査の着眼点ではありますが、記載してあります次の6点を着眼点として審査いたしました。

- (1) 決算書の計数は正確か。
- (2) 町税、保険料及び使用料等の賦課徴収（現年、過年度分）の業務について適切に事務処理されているか。
- (3) 財政運営の健全性が図られているか。
- (4) 予算執行が公益的（効果）かつ計画的・効率的に実施されているか。
- (5) 事業の事務処理について、能率的、効率的に実施されているか。
- (6) 前年度までの指摘事項について必要な改善処置がされているか。

4番、会計別歳入歳出決算状況についてであります。

各会計の決算状況については、別途配付の決算書、ただいま町長から報告になったとおりでございます。

2ページにお進みください。

第2、審査の結果、1、総括であります。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、この表のとおりであります。先ほど町長から提案理由の中で説明されておりますので、省略をいたします。

次に、3ページの2、一般会計であります。

(1) 財政の推移であります。

平成28年度における一般会計は、歳入総額37億5,825万円で対前年約5億円の減、歳出総額は35億5,935万9,000円で対前年約5億7,000万円の減であります。

なお、過去3年間の状況はこの表のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、(2) 財政収支の状況であります。

平成28年度決算状況は、歳入総額から歳出総額を差し引いた1億9,889万1,000円が剰余金となりますが、翌年度に繰り越すべき財源、平成28年度の場合繰越明許費の財源となりますが、2,641万1,000円を差し引きますと、実質収支は1億7,248万円で、前年度決算における実質収支1億304万円を差し引いた単年度収支は6,944万円であります。

次に、(3) 収入の状況。

一般会計の歳入総括表であります。各科目別に平成27年度、28年度の収入額の比較を載せてあります。参考にしていただきたいと思います。内容については省略いたします。

続いて、5ページの表であります。

町税及び税外収入の未収金についてであります。未収金は前年度より減少しておりますが、依然として大きな金額になっております。未納額は、現年課税分合計150万9,384円で前年度より約32万円増加し、滞納繰越分は1,116万7,753円で前年度より約194万円減少し、未収金の合計は1,267万7,137円であります。

なお、平成28年度における不納欠損処分額は17万9,700円でありました。

(4) 歳出の状況であります。予算に対する執行率は91.2%となりました。

なお、款、科目別予算の執行状況は表のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

性質別歳出においては、6ページの表の性質別歳出の状況で示してありますが、消費的経費53.2%、投資的経費20.8%、その他26.0%でありました。人件費においては5年前と比べ約4,800万円ほど減額しており、職員の若返りが進んでいると数字からも判断できます。引き続き、効率的で健全な財政運営を行ってください。

なお、性質別歳出の状況は次の表のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、特別会計であります。決算額については2ページの表のとおりであり、また、ただいま町長の提案理由にもありましたので、金額を申し上げることは省略いたします。

(1) 土地取得事業特別会計であります。

平成28年度に1区画を販売し、販売予定地は残り1区画となっております。新規の分譲地を決定するには長期間の調査と用地買収の交渉が必要であります。今後の住宅需要を早期に見きわめ計画を策定してください。

次に、7ページ、(2) 国民健康保険特別会計であります。

最初に、事業勘定について申し上げます。

国保税の未収金については7ページの表のとおりですが、未収金の額は1,110万278円であり、前年度より102万円ほど減少しました。少しの改善が見られますが、税負担の公平性の観点からも滞納は看過できるものではありません。滞納者の対策として短期間の保険証交付で対応されていますが、法・ルールの定めるところに従い強い対処を望みます。

次に、②施設勘定についてであります。

受診者数においては6,759人、前年度比199人増となりました。

次に、(3) 後期高齢者医療特別会計であります。

保険料の徴収については、未収金が16万3,500円となっておりますので、対応策を講ずるとともに、税務班との協力により納入されるよう努力してください。

次に、8ページをごらんください。

(4) 介護保険特別会計であります。

介護保険料の未収金が234万490円となり、前年度より50万6,530円増加しております。毎年増加傾向にありますので、滞納整理計画を策定し、徴収には万全を期すよう強く要望いたします。

次に、(5) 簡易水道事業特別会計であります。

水道使用料の未収金が現年分で30万7,828円、滞納繰越分で658万2,167円、合計で688万9,995円であります。なお、繰越明許費が1億5,613万2,000円であります。

未収金額は前年度より82万9,788円減少しましたが、まだ多額になっています。滞納者に対する措置として給水停止等の対策がとられたところであり、一定の成果は上がっているようですが、滞納者が固定化傾向にあり、給水停止は事務手数料のかかることでありますので、完納できるような方策を検討するよう強く要望します。

次に、(6) 町営スキー場事業特別会計であります。

町営スキー場は、平成26年度から営業を中止し3カ年経過しました。休止の期間であっても電気工作物の点検、支障木の伐採、除草作業、借地料は必要とされ、平成28年度においても一般会計からの繰入金は277万3,000円となっております。これらの経費の削減はもちろんのことでありますが、スキー場が冬期間の雇用の確保の一助となっていることも踏まえ、早期に町の意向を示し町民ニーズの把握に努め、今後の活用を検討してください。

9ページをごらんください。

(7) 農業集落排水事業特別会計であります。

未収金は、11人で47万7,455円と前年度より8万9,170円増加しています。滞納者は固定化の傾向にありますので、多額とならないうちにルールに基づく手続を進め完納されるよう努めてください。また、水質保全、環境保全、快適生活実現のためにも、加入率向上のための政策の推進を図ってください。

次に、(8) 下水道事業特別会計であります。

未収金は、25人で41万9,180円と前年度より16万5,691円増加しています。滞納者は固定化の傾向にありますので、多額とならないうちにルールに基づく手続を進め完納されるよう努めてください。また、水質保全、環境保全、快適生活実現のためにも加入率向上の政策の推

進を図ってください。

次に、（9）簡易排水事業特別会計であります。

本会計について利用料金の滞納はありません。

次に、（10）林業集落排水事業特別会計であります。

これについても利用料金の滞納はありません。今後とも集落と協力しながら事業を進めてください。

次に、4、積立金の状況であります。

積立金の状況は、10ページの表のとおりであります。なお、決算書にも一般会計及び特別会計にも掲載されておりますので、ごらんの上、参考にしていただきたいと思います。

次が、11ページの町税等の未収金の一覧表であります。

ここも個別には申しませんが、未収金の総額は、前年度から280万3,023円減少しており、滞納整理対策本部の一斉徴収及び徴収専門員配置などによる成果であると思えます。しかしながら、未収金は多額であることから、ルールに基づく手続を進め完納されるよう努めてください。

なお、平成28年度における不納欠損額は17万9,700円であります。

次に、12ページ、指摘事項並びに要望事項に移ります。

1、町政全般についてであります。

①財務事務の徹底について

平成28年度における未払いの事件など、法律違反や財務事務が不適正である事案が散見されました。各課においてはこれを他の部署のことで傍観せず、みずからをもう一度省みて、法令、条例、規則などを遵守するということを再認識してください。

②設計の確実性

工事あるいは委託業務においては、事前に現場をよく調査し、その現場に精通することが重要です。安易な設計をすることなく、また、安易な変更を行わないことなど、その現場のスペシャリストとなって発注、監督をしてください。

③繰越事業について

予算を編成するに当たっては、年度内完成を目指して策定するものでありますので、町民の期待に応えるよう、発注時期を十分検討し工事等の早期完成を図ってください。

④道路の補修について

町道、農林道の舗装面の亀裂、陥没については、事故の発生の危険もあります。集落の協

力を得るなどパトロールを十分に行い、事故発生のないように、道路の高寿命化のためにも早目の補修を行ってください。

⑤入札制度について

入札制度については、適正な価格競争が行われるよう財務規則を遵守、あるいは実態に即応できるよう見直しをしながら、最小の経費で最大の効果が発揮できるようにしてください。

2、町税等未収金徴収対策について。

平成28年度収入決算の未収金についてであります。前年度に引き続き滞納繰越額が減少しております。職員各位のご労苦に対しねぎらいと感謝を申し上げます。未収金の合計額は3,406万8,000円で前年度より280万円ほど減少しておりますが、その額は非常に多額であり憂慮すべき状況かと思えます。いろいろ対策を講じ未収金の解消に努めてはおりますが、滞納者は固定化、多額化の傾向にあります。公平性の観点からも法で定められたルールに従い、職員一丸となって厳しく徴収されるようご努力ください。

14ページをごらんください。

最後に、審査の総評であります。

平成28年度の柳津町一般会計及び10の特別会計の歳入歳出決算については、計数の誤りもなく、関係諸帳簿及び諸書類も整備されており、会計経理は正確な決算であると認めるものであります。

決算統計や財政健全化判断比率を見ますと、実質公債費比率で3.9%、将来負担比率もマイナス表示となっており、将来への負担を残す財政運営ではないと判断されます。しかしながら、経常収支比率は78.5%と硬直化へと進んでおり、普通地方交付税と臨時財政対策債の合計額は、前年19億9,300万円であったものが平成28年度においては19億5,488万円と減額しております。地方公共団体の財政運営は今後も厳しさを増すものと思われまます。経常経費の一層の削減と税、使用料等の完納を目指し、「最小の経費で最大の効果を」という理念を再認識の上、業務執行に当たられますようお願いいたします。

今回の審査で苦言を申し上げるならば、提出された資料の数字の誤り、資料の訂正、差しかえが余りにも多過ぎるといことが感じられました。班長、課長は十分に点検を行った上で正確な資料の提出を望むものであります。

この決算審査で見ることができた事業は、職員の皆さんの業務の一部にしか過ぎません。指摘、指導があろうとも、それは一部であり、大部分は支障なく住民の皆さんの期待に応えられているものであります。自信を持って業務を遂行してください。その上で、本審査で指

摘、指導した事項については、管理職のみならず職員全体が共有し改善するよう心がけてください。

今後とも町民の福祉の向上のため全職員一丸となってお尽力くださいますようお願いをしまして、平成28年度の決算審査講評といたします。ありがとうございました。

○議長

これで代表監査委員の報告を終わります。

お諮りいたします。

議案第65号「平成28年度柳津町歳入歳出決算認定の審査について」は、議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第65号「平成28年度柳津町歳入歳出決算認定について」は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算特別委員会の正副委員長を議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認め、指名いたします。

決算特別委員会委員長に5番、田崎信二君、副委員長に8番、齋藤正志君を指名します。

なお、決算の審査に当たり、町長並びに所管の課長及び班長の出席を求めます。

◇

◇

◇

◎休会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日、これより9月14日午前10時までを決算審査のため休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日、これより9月14日午前10時までを休会とすることに決定いたしました。



◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

長時間、お疲れさまでございました。(午後5時32分)

